

令和 8 年度

水 質 測 定 計 画

福 島 県

公共用水域の水質測定計画

地下水の水質測定計画

令和8年度 水質測定計画

目 次

I 公共用水域の水質測定計画

1	目的	1
2	測定期間	1
3	対象水域及び測定地点数	1
4	測定項目	1
5	測定機関	1
6	調査方法	1
7	測定方法、報告下限値等	2
8	測定地点別測定項目	2
9	測定結果の報告	2
10	公表	2
11	その他の調査	2
12	その他	2
別表1	対象水域及び測定地点数	3
別表2	令和8年度 測定水域数及び測定地点数（測定機関別）	4
別表3	測定項目	5
別表4	測定方法、報告下限値等	6
	水質異常時における測定結果表	11
別表5	測定地点別測定項目一覧表（河川）	13
別表6	測定地点別測定項目一覧表（湖沼）	23
別表7	測定地点別測定項目一覧表（海域）	25
別表8	要監視項目の測定	28
別表9	トリハロメタン生成能の測定	30
	調査地点図 令和8年度 水質測定計画地点図	31
	水質環境基準の水域類型指定一覧表	42
	水質汚濁に係る環境基準	50
	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	60
	水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値	61

II 地下水の水質測定計画

1	目的	6 2
2	測定期間	6 2
3	測定機関	6 2
4	調査の種類	6 2
5	測定地点数及び測定地点	6 2
6	測定項目	6 4
7	測定方法	6 5
8	測定結果の評価	6 5
9	測定結果の報告	6 5
10	公表	6 5
11	その他	6 5
12	参考	6 6
別表1	令和8年度地下水の水質測定地点数（1 概況調査、2 継続監視調査）	6 7
別表2	概況調査（ローリング方式）測定地点一覧表	6 8
別表3	概況調査（定点方式）測定地点一覧表	6 9
別表4	継続監視調査 測定地点一覧表	7 0
別表5	要監視項目（ローリング方式）測定地点一覧表	7 6
別表6	要監視項目（継続監視方式）測定地点一覧表	7 6
別表7	測定方法及び報告下限値	7 7
別表8	地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）	7 9
	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	8 0
	地下水の水質測定結果表	8 1
	調査地点図 令和8年度 地下水質測定計画地点図	8 2
参考	水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視	8 7

I 公共用水域の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

※公共用水域における放射性物質のモニタリングについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、原子力規制委員会が中心となり「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携しモニタリングを実施しているため、本計画には含んでいません。

また、水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視については、環境省が全国の公共用水域において実施しています。

2 測定期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

3 対象水域及び測定地点数

対象水域及び測定地点数は、別表1及び別表2のとおりとする。

4 測定項目

測定項目は、別表3のとおりとする。

5 測定機関

測定機関は、国土交通省、福島県、福島市、郡山市及びいわき市とする。

6 調査方法

調査方法は、「水質調査方法(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知環水管第30号)」に準拠するが、採水日及び採水部位については次のとおりとする。

(1) 採水日

採水日は、採水日前において、比較的晴天が続き水質の安定している日を選ぶものとする。

(2) 採水部位

ア 河川については、原則として流心部の表層水を採水するものとするが、河川合流点下流又は汚水流入点下流などであって、偏流の著しい場合は2点以上で採水し、それらを等量混合して1検体とする。

イ 湖沼については、原則として水域毎に定められた深度別に採水を行うものとする。ただし、大腸菌数、プランクトン及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

ウ 海域については、原則として表層(海面下0.5m)、下層(海面下10m)の2層で採水しこれを等量混合して1検体とする。

ただし、油分、大腸菌数及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

なお、全水深が10m未満の場合は、表層のみの採水とする。

7 測定方法、報告下限値等

測定方法、報告下限値等は、別表4のとおりとする。

8 測定地点別測定項目

測定地点別測定項目は、別表5、別表6及び別表7のとおりとする。

9 測定結果の報告

- (1) 測定結果は、平成22年3月29日付け21環保第2143号「公共用水域水質測定結果の報告について」に基づき、福島県生活環境部長に報告するものとする。
- (2) 測定の結果、健康項目について「人の健康の保護に関する環境基準」を超える数値を検出した場合は、水質異常時における測定結果表により速やかに福島県生活環境部長に連絡するものとする。

10 公表

福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、令和8年度公共用水域の水質測定計画による測定結果を令和9年度中に公表するものとする。

11 その他の調査

- (1) 要監視項目の測定
要監視項目の測定については、知見の集積を図るため、別表8のとおり実施するものとする。
- (2) トリハロメタン生成能の測定
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づくトリハロメタン生成能の測定を、水道の取水がなされている水域又はその上流の水域で、別表9のとおり実施するものとする。

12 その他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

対象水域及び測定地点数

水域区分	水系名	河川名 (測定地点数)	計
河川	阿賀野川	阿賀野川(※) (6) 只見川(2) 伊南川(2) 田付川(2) 宮川(1) 旧宮川(1) 濁川(2) 押切川(2) 日橋川(1) 湯川(3) 旧湯川(1) 大塩川(1) 溷川(1) 高橋川(1) 小黒川(1) 長瀬川(1) 酸川(1) 舟津川(1) 菅川(1) 常夏川(1) 大江川(1)	21 (33)
	阿武隈川	阿武隈川(8) 広瀬川(3) 小国川(1) 産ヶ沢川(1) 東根川(1) 滝川(1) 佐久間川(1) 摺上川(2) 八反田川(1) 松川(1) 荒川(2) 須川(1) 濁川(1) 水原川(1) 女神川(1) 移川(1) 油井川(1) 鯉川(1) 六角川(1) 杉田川(1) 五百川(3) 逢瀬川(3) 藤田川(1) 桜川(1) 亀田川(1) 大滝根川(3) 谷田川(1) 牧野川(1) 笹原川(1) 滑川(1) 积迦堂川(2) 社川(2) 今出川(1) 北須川(1) 藤野川(1) 谷津田川(1) 堀川(2) 泉川(1)	38 (58)
	那珂川	黒川(1)	1 (1)
	久慈川	久慈川(2) 川上川(1)	2 (3)
	地蔵川	地蔵川(1)	1 (1)
	小泉川	小泉川(2)	1 (2)
	宇多川	宇多川(2)	1 (2)
	真野川	真野川(3)	1 (3)
	新田川	新田川(2)	1 (2)
	太田川	太田川(1)	1 (1)
	小高川	小高川(2)	1 (2)
	請戸川	請戸川(2) 高瀬川(1)	2 (3)
	前田川	前田川(1)	1 (1)
	熊川	熊川(1)	1 (1)
	富岡川	富岡川(1)	1 (1)
	井出川	井出川(1)	1 (1)
	木戸川	木戸川(3)	1 (3)
	浅見川	浅見川(2)	1 (2)
	大久川	大久川(1) 小久川(1)	2 (2)
	境川	境川(1)	1 (1)
	夏井川	夏井川(4) 好間川(3) 新川(2) 仁井田川(2)	4 (11)
	滑津川	滑津川(1)	1 (1)
	神白川	神白川(1)	1 (1)
	藤原川	藤原川(3) 湯本川(1) 矢田川(1) 宝珠院川(1)	4 (6)
	鮫川	鮫川(3) 四時川(2) 渋川(1)	3 (6)
	蛭田川	蛭田川(2)	1 (2)
	計	94 河川 (111 水域) 150 地点	

(※)福島県内では、阿賀川と呼称される。

水域区分	水系名	水域名 (測定地点数)	計
湖 沼	阿賀野川	大川ダム貯水池(1) 尾瀬沼(1) 奥只見貯水池(1) 田子倉貯水池(1) 沼沢湖(1) 猪苗代湖(8) 檜原湖(3) 小野川湖(3) 秋元湖(3) 曾原湖(1) 雄国沼(1) 磐梯五色沼湖沼群(毘沙門沼)(1) 東山ダム貯水池(2) 羽鳥湖(1)	14 (28)
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池(1) 三春ダム貯水池(1) 摺上川ダム貯水池(1)	3 (3)
	鮫 川	四時ダム貯水池(1)	1 (1)
計		18 湖沼 (18 水域) 32 地点	
海 域	相双地区 地先海域	相双地区地先海域(6) 松川浦海域(3) 相馬港及び相馬地先海域(2) 南相馬市原町区地先海域(3)	4 (14)
	いわき市 地先海域	いわき市地先海域(3) 久之浜港(1) 四倉港(1) 豊間漁港(2) 江名港(1) 中之作港(1) 小名浜港(3) 常磐沿岸海域(6) 常磐沿岸海域(小名浜港沖)(2)	9 (20)
	計	13 海域 (13 水域) 34 地点	
合計		125河川等 (142水域) 216地点	

(注) この表は、全ての測定地点を記載しており、令和8年度に測定を実施しない地点(ローリング地点等)も含まれる。

別表 2

令和8年度 測定水域数及び測定地点数 (測定機関別)

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	60(46)	94(55)	53	3	6	18	9	5
	指定無	35(9)	35(9)	38(9)	16	5	7	10	0	0
	小計	78(49)	95(55)	132(64)	69	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(4)	15(4)	28(8)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(6)	18(6)	31(10)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(6)	13(6)	34(8)	14	0	0	20	0	0
合計		109(61)	126(67)	197(82)	108	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。

2 () 内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

測定項目

区分		項目
一般調査	河川	天候（当日及び前日）、気温、水温、流量、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透視度、色相、臭気、DOの飽和率
	湖沼、海域	天候（当日及び前日）、気温、水温、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透明度、水色、臭気、DOの飽和率
生活環境項目		水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン抽出物質）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
特殊項目		フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
その他の項目		アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん、塩化物イオン、硫酸イオン、アルミニウム及びその化合物、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、電気伝導率、プランクトン、クロチアニジン
トリハロメタン生成能		トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能
要監視項目		クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（EPN）、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

測定方法、報告下限値等

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字最大 桁数	有効数字 最小の位
一般 調査	天候	公共用水域水質測定結果電算入力要領のコード表（以下「コード表」という。）の天候コードによる	—	—	—	—	—
	気温	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-1 6.2に定める方法	℃	—	—	—	小数点以下1桁
	水温	規格 K0102-1 6.3に定める方法	〃	—	—	—	〃
	流量	水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）の4の(1)のかに掲げる方法又は規格 K0094 8.4に定める方法	m ³ /sec	—	—	—	小数点以下2桁
	採取位置	コード表の採水部位コードによる	—	—	—	—	—
	干潮・満潮時刻	測定時刻前後の干潮・満潮時刻を潮位表（海上保安庁）により調べる	時分	—	—	—	—
	透視度	規格 K0102-1 8に定める方法を準用し、透視度計は全長1mのものを用いる	m	—	—	—	小数点以下2桁
	透明度	海洋観測指針（第1部 気象庁）に掲げる方法	m	—	—	—	小数点以下1桁
	色相	コード表の色相コードによる	—	—	—	—	—
	水色	フォーレル・ウーレ水色標準液のNo.による	—	—	—	—	—
臭気	コード表の臭気コードによる	—	—	—	—	—	
生活 環境 項目	pH	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下、「告示」という。）に掲げる方法	—	—	—	—	小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁
	DO	〃	mg/L	0.5	<0.5	2桁	小数点以下1桁
	BOD	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	COD	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	SS	〃	〃	1	<1	〃	整数（1の位）
	大腸菌数※	〃	CFU/100mL	〃	〃	〃	〃
	n-ヘキサン抽出物質	〃	mg/L	0.5	<0.5	〃	小数点以下1桁
	全窒素	〃	〃	0.05	<0.05	〃	小数点以下2桁
	全りん	〃	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	全亜鉛	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
ノニルフェノール	〃	〃	0.00006	<0.00006	〃	小数点以下5桁	
LAS	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁	

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字 最小の位
特殊項目	フェノール類	昭和49年9月30日環境庁 告示第64号に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
	銅	〃	〃	0.01	<0.01	〃	小数点以下2桁
	溶解性鉄	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
	溶解性 マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	全クロム	〃	〃	0.05	<0.05	〃	〃
健康項目	カドミウム	告示に掲げる方法	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁
	全シアン	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁
	鉛	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	六価クロム	〃	〃	0.01	<0.01	〃	小数点以下2桁
	ひ素	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	総水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	アルキル水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	PCB	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	ジクロロメタン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	四塩化炭素	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	1,2-ジクロロエタン	〃	〃	0.0004	<0.0004	〃	〃
	1,1- ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	シス-1,2- ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	1,1,1- トリクロロエタン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	1,1,2- トリクロロエタン	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	トリクロロエチレン	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	テトラクロロエチレン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁
	1,3-ジクロロプロペン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	〃
	チウラム	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	シマジン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
	チオベンカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	ベンゼン	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
セレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃	

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	下記の測定方法により測定した硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同様に測定した亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。(注1)	mg/L	0.2	<0.2	2桁	小数点以下1桁
	硝酸性窒素	告示に掲げる方法	〃	0.1	<0.1	〃	〃
	亜硝酸性窒素	〃	〃	0.1	<0.1	〃	〃
	ふっ素	〃	〃	0.08	<0.08	〃	小数点以下2桁
	ほう素	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	1,4-ジオキサン	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
その他の項目	アンモニア性窒素	規格 K0102-2 13に定める方法により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じたもの	〃	0.1	<0.1	3桁	小数点以下1桁
	オルトリン酸態りん	規格 K0102-2 18.2に定める方法	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	塩化物イオン	規格 K0102-2 6に定める方法	〃	2	<2	〃	整数 (1の位)
	硫酸イオン	規格 K0102-2 12に定める方法	〃	5	<5	〃	〃
	アルミニウム及びその化合物	規格 K0102-3 17.3又は17.4に定める方法	〃	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
	陰イオン界面活性剤	規格 K0102-4 6.2に定める方法	〃	0.01	<0.01	3桁	〃
	クロロフィルa	上水試験方法25に定める方法	μg/L	1.0	<1.0	2桁	小数点以下1桁
	電気伝導率	規格 K0102-1 13に定める方法	mS/m	1	<1	—	整数 (1の位)
	プランクトン	海洋観測指針 (第1部 気象庁) に掲げる方法	—	—	—	—	—
クロチアニジン	平成2年5月24日環水土第77号と同等の方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁	
トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日付け環境庁告示第30号別表に掲げる方法	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	クロロホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモジクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ジブロモクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値未 満の 記載方法	有効 数字 最大 桁数	有効数字 最小の位
要 監 視 項 目	クロロホルム	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
	1,2-ジクロロプロパン	〃	〃	0.006	<0.006	〃	〃
	p-ジクロロベンゼン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	イソキサチオン	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	ダイアジノン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	フェニトロチオン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃
	イソプロチオラン	〃	〃	0.004	<0.004	〃	小数点以下3桁
	オキシ銅	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	クロロタロニル	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	プロピザミド	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	E P N	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃
	ジクロロボス	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	フェノブカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	イプロベンホス	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	クロルニトロフェン	〃	〃	0.0001	<0.0001	〃	〃
	トルエン	〃	〃	0.06	<0.06	〃	小数点以下2桁
	キシレン	〃	〃	0.04	<0.04	〃	〃
	フタル酸 ジエチルヘキシル	〃	〃	0.006	<0.006	〃	小数点以下3桁
	ニッケル	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	モリブデン	〃	〃	0.007	<0.007	〃	〃
	アンチモン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	フェノール	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	ホルムアルデヒド	〃	〃	0.003	<0.003	〃	〃
	塩化ビニルモノマー	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	エピクロロヒドリン	〃	〃	0.00004	<0.00004	〃	小数点以下5桁
	全マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	ウラン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	4-t- オクチルフェノール	〃	〃	0.00003	<0.00003	〃	小数点以下5桁
	アニリン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁
2,4- ジクロロフェノール	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁	
PFOS及びPFOA	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法によりPFOS及びPFOAのそれぞれの濃度を求め、これらの濃度の和をPFOS及びPFOAの濃度とする。(注1)	〃	0.0000003	<0.0000003	〃	小数点以下7桁	

- (注1) 2物質以上の濃度の和とされている項目については、まず、それぞれの物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理（注2参照）を行う。ただし、それぞれの物質の測定値のいずれかが報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- (注2) pH以外の項目については、有効数字が2桁（3桁）の場合は3桁（4桁）目以下を切り捨てる。報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

水質異常時における測定結果表

1	採水機関名		5	分析機関名	
2	水域名		6	環境基準類型	
3	採水地点		7	測定計画番号	
4	採水月・日・時刻		8	分析月日	
9	基準を超えた項目				
10	測定値				
11	基準値				
<p>(具体的な状況)</p>					

別表 9

トリハロメタン生成能の測定

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	測定機関		測定項目					備考
									採水機関	分析機関	トリハロメタン生成能					
											クロロホルム生成能	ジブロモクロロメタン生成能	ブロモジクロロメタン生成能	ブロモホルム生成能	合計	
2	1	005-51	阿賀野川(※)	大川橋上流	Aイ	2	2	8.10	会津振(委託)	会津振(委託)	2	2	2	2	2	(会津若松市)2年ローリング(R8測定)
301	12	205-02	押切川	日中ダム		0	0		"	"	0	0	0	0	0	(喜多方市)2年ローリング(R9測定)
37	28	002-01	阿武隈川	阿久津橋(阿久津)	Bイ基	4	4	6.8,11.2	福島河川国道(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(郡山市)
39	29	003-52	"	蓬萊橋(黒岩)	Bロ	4	4	6.8,11.2	"	"	4	4	4	4	4	(福島市)
65	50	031-52	五百川	上関下橋	Aイ 生物Aイ	2	2	8.10	県北振(委託)	県北振(委託)	2	2	2	2	2	(本宮市)2年ローリング(R8測定)
302	57	027-55	大滝根川	上川原	Aイ 生物Aイ	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(田村市)2年ローリング(R8測定)
79	61	025-01	釈迦堂川	須賀川市水道取水点	Aイ基 生物Aイ基	0	0		"	"	0	0	0	0	0	(須賀川市)2年ローリング(R9測定)
303	68	230-02	堀川	堀川ダム		2	2	8.10	県南振(委託)	県南振(委託)	2	2	2	2	2	(西郷村)2年ローリング(R8測定)
304	78	039-51	真野川	真野ダム	Aイ	0	0		相双振(委託)	相双振(委託)	0	0	0	0	0	(飯館村)2年ローリング(R9測定)
113	91	024-01	木戸川	長滞橋	Aイ基 生物Aイ基	2	2	8.10	"	"	2	2	2	2	2	(楡葉町)2年ローリング(R8測定)
305	95	017-51	夏井川	小川町三島	Aロ	4	4	4.8,10,12	いわき市C	いわき市C	4	4	4	4	4	(いわき市)
306	97	042-51	好間川	好間町大利篠登城	Aイ	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	"
307	107	020-51	鮫川	田人柿の沢	Aイ	4	4	4.8,10,12	"	"	4	4	4	4	4	" 測定地点は柿の沢橋
150	6	501-51	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	AイIIイ 生物A	0	0		会津振(委託)	会津振(委託)	0	0	0	0	0	(会津若松市)2年ローリング(R9測定)
308	13	513-51	東山ダム貯水池	ダム水出口	AイIIハ	0	0		"	"	0	0	0	0	0	(会津若松市)2年ローリング(R9測定)
171	15	514-01	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	A二III二基 生物Bイ基	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(石川町)
172	16	401-01	四時ダム貯水池	四時ダムサイト		1	1	2	鮫川水系管理(委託)	鮫川水系管理(委託)	1	1	1	1	1	(いわき市)
173	17	402-01	三春ダム貯水池	三春ダムサイト		4	4	5.7,9,11	三春ダム管理(委託)	三春ダム管理(委託)	4	4	4	4	4	(三春町)
174	18	403-01	摺上川ダム貯水池	摺上川ダムサイト		4	4	5.8,11.2	摺上川ダム管理(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(福島市)

(注)連番号・水域連番号・地点統一番号は、別表 5、別表 6と同じ。連番号300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点。

(※)福島県内では、阿賀川と呼称される。

1. 阿賀野川水系 (1)

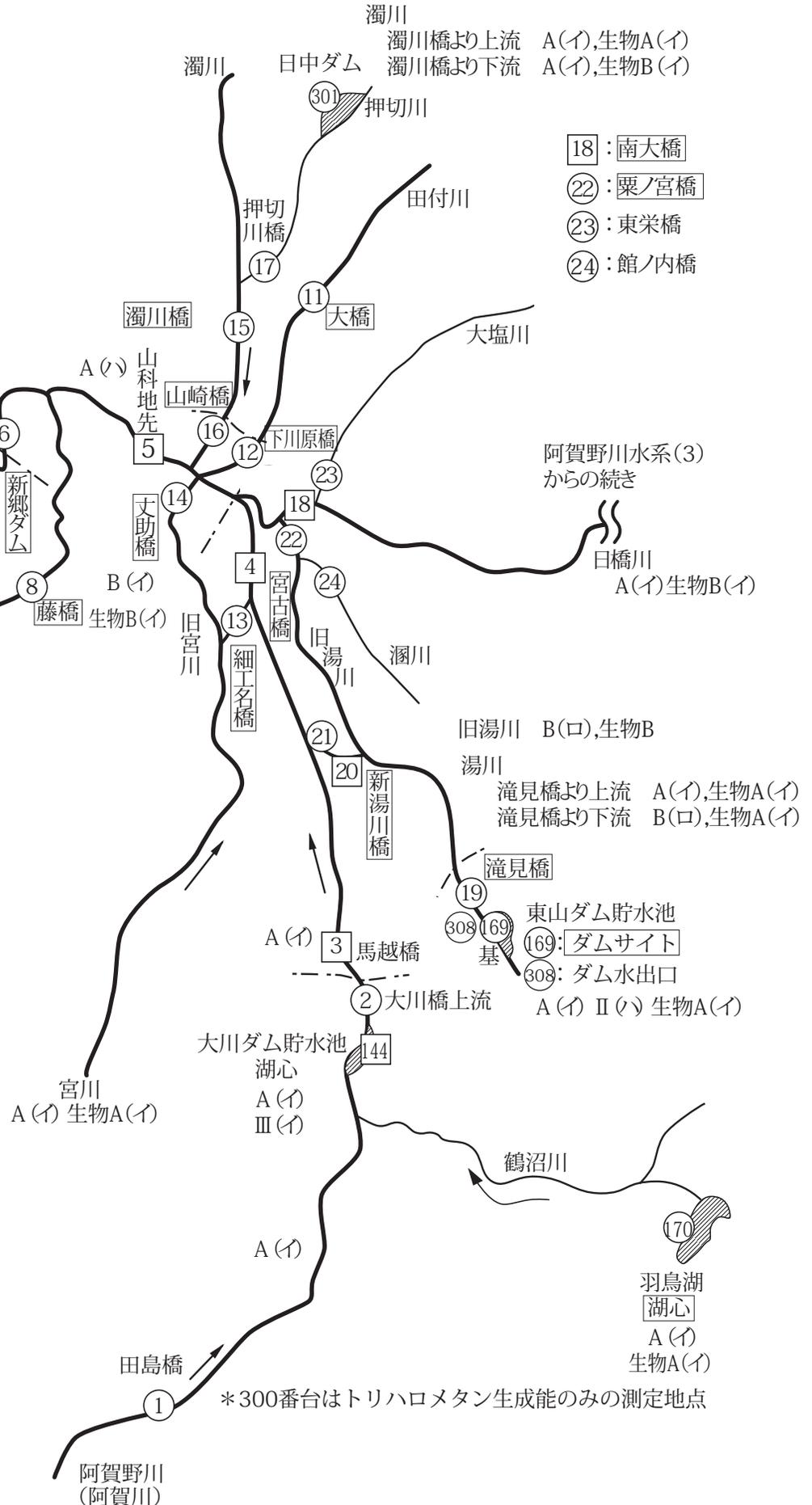
田付川
 猫ノ尾橋川上流 A(□),生物A(イ)
 猫ノ尾橋川下流 A(イ),生物A(イ)

濁川
 濁川橋より上流 A(イ),生物A(イ)
 濁川橋より下流 A(イ),生物B(イ)

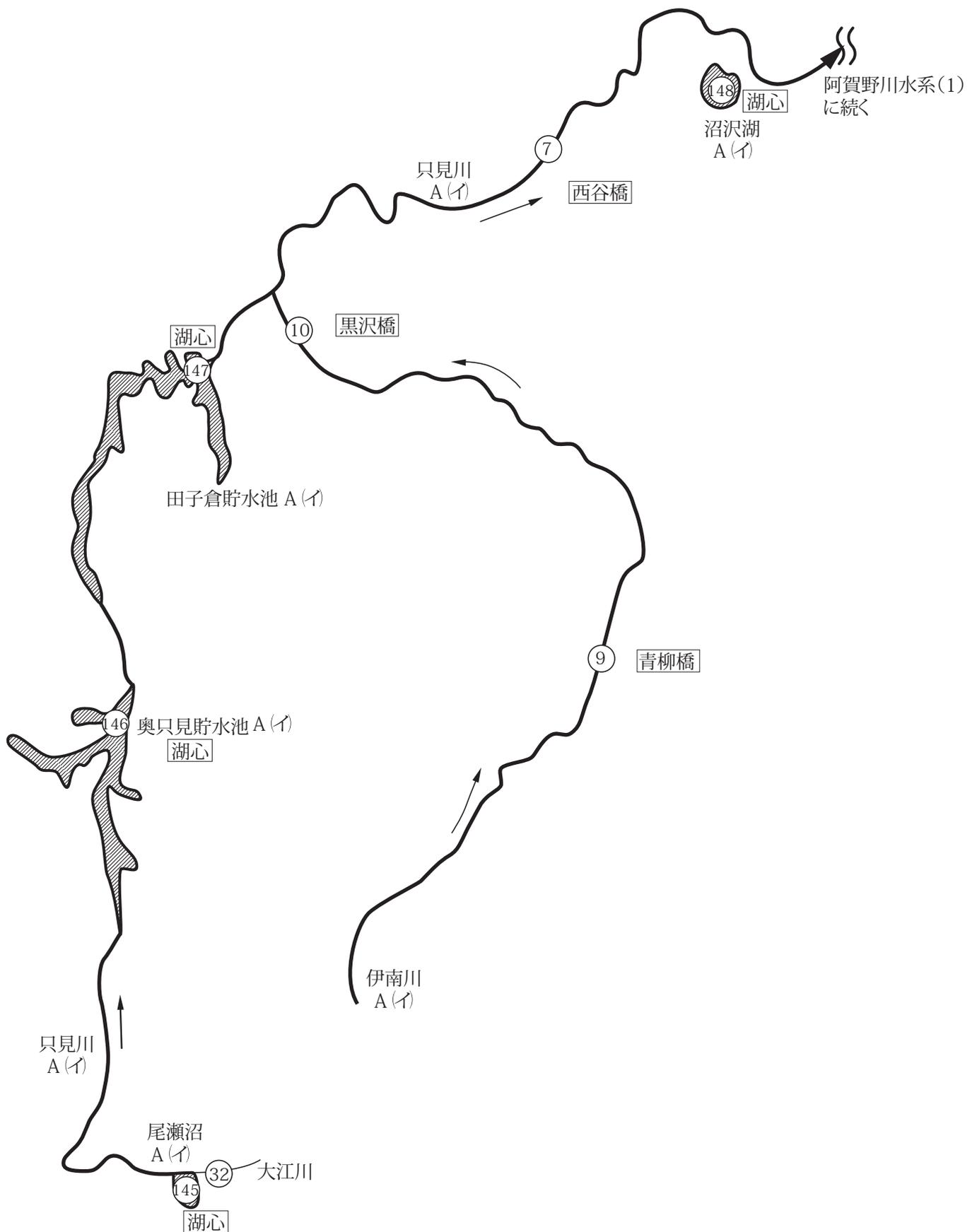
- 18: 南大橋
- 22: 粟ノ宮橋
- 23: 東栄橋
- 24: 館ノ内橋

凡 例	
A...C I...V	環境基準の類型
(イ)(□)(ハ)	環境基準の達成期間
—	環境基準指定水域
—	環境基準未指定水域
- - -	環境基準の類型境界
.....	県境の境界
.....	市町村の境界
□	国土交通省の測定地点
○	福島県の測定地点
△	政令市の測定地点
□	環境基準点

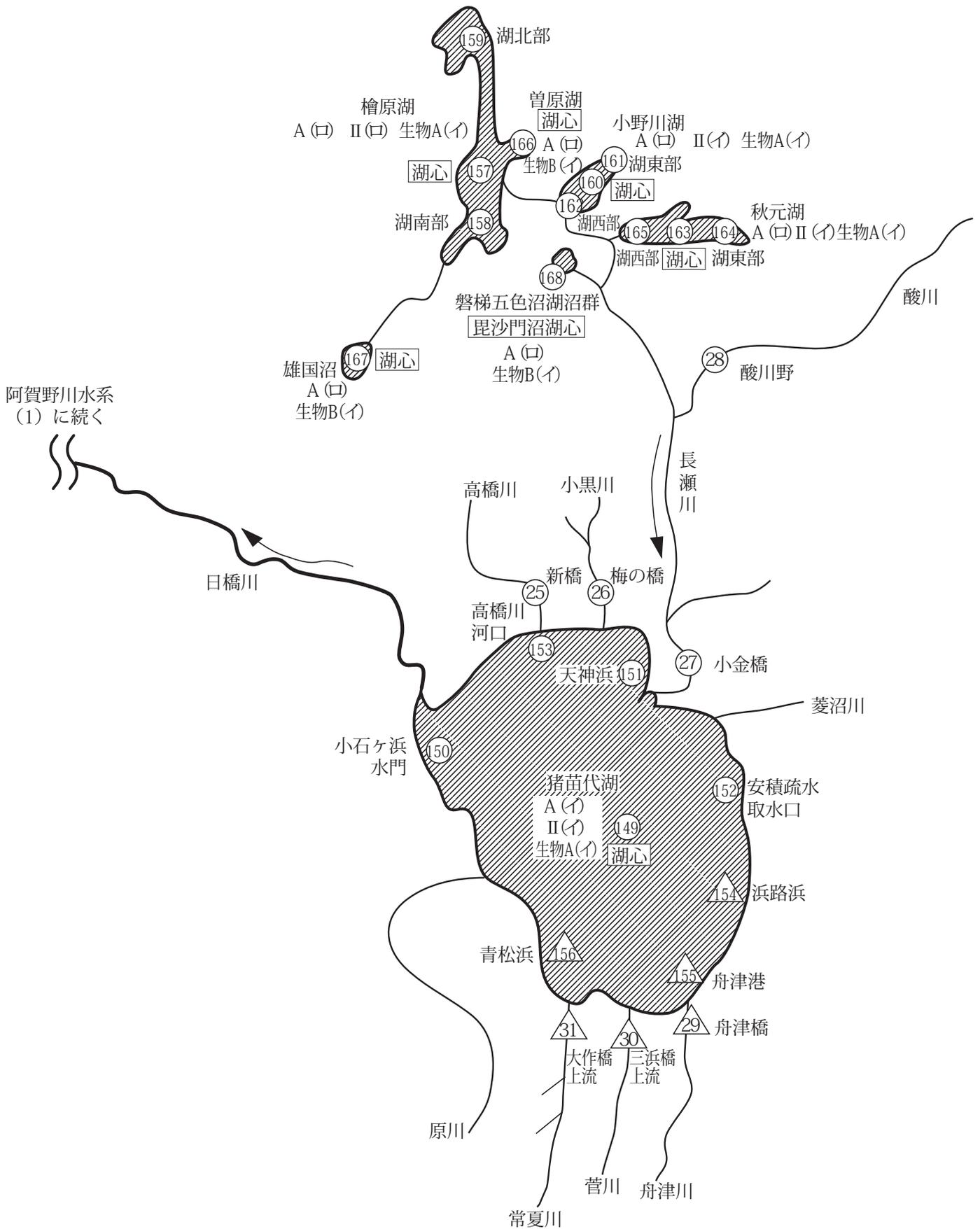
(←河川の流下方向を示す。)



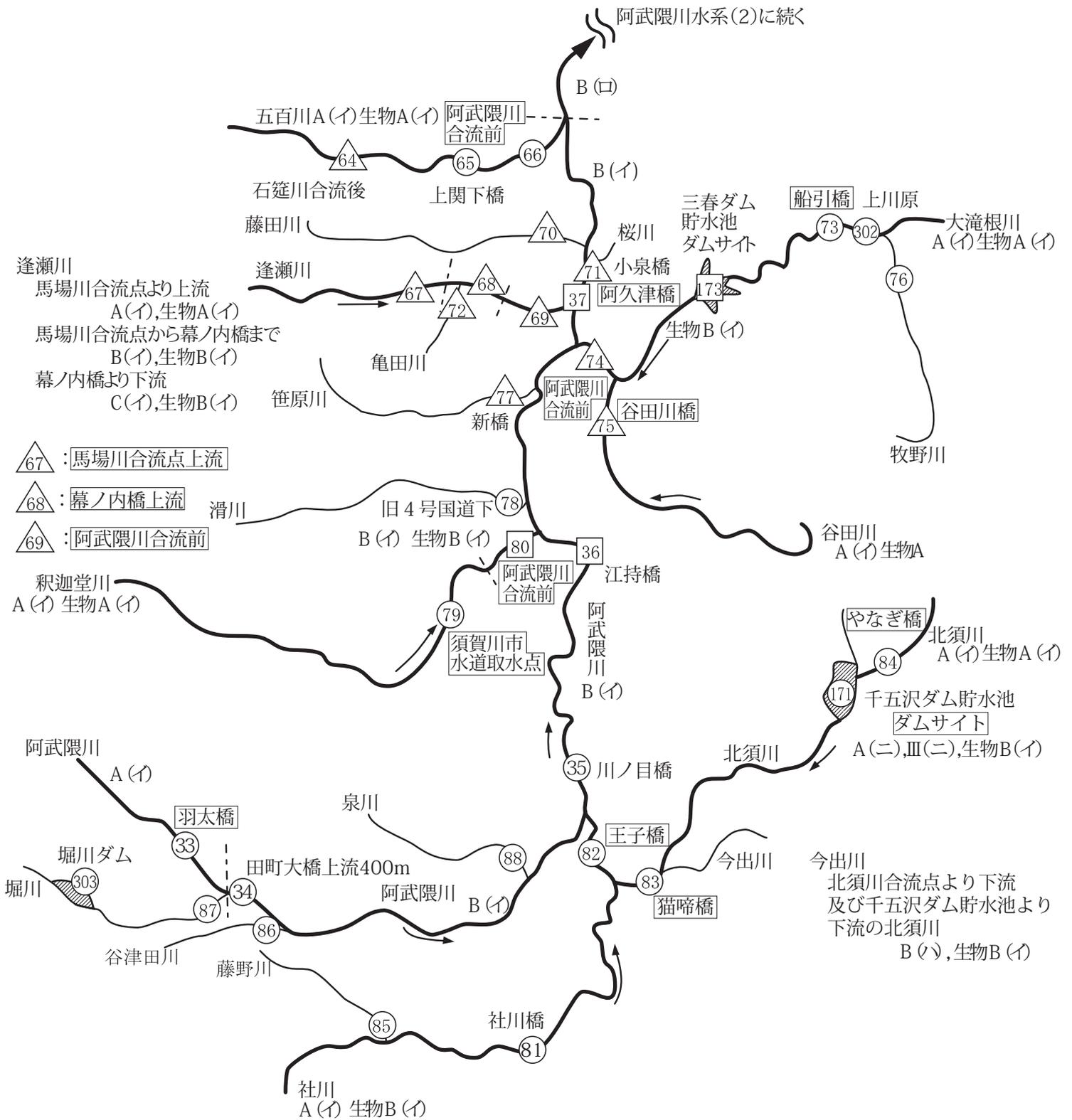
2. 阿賀野川水系 (2)



3. 阿賀野川水系 (3)

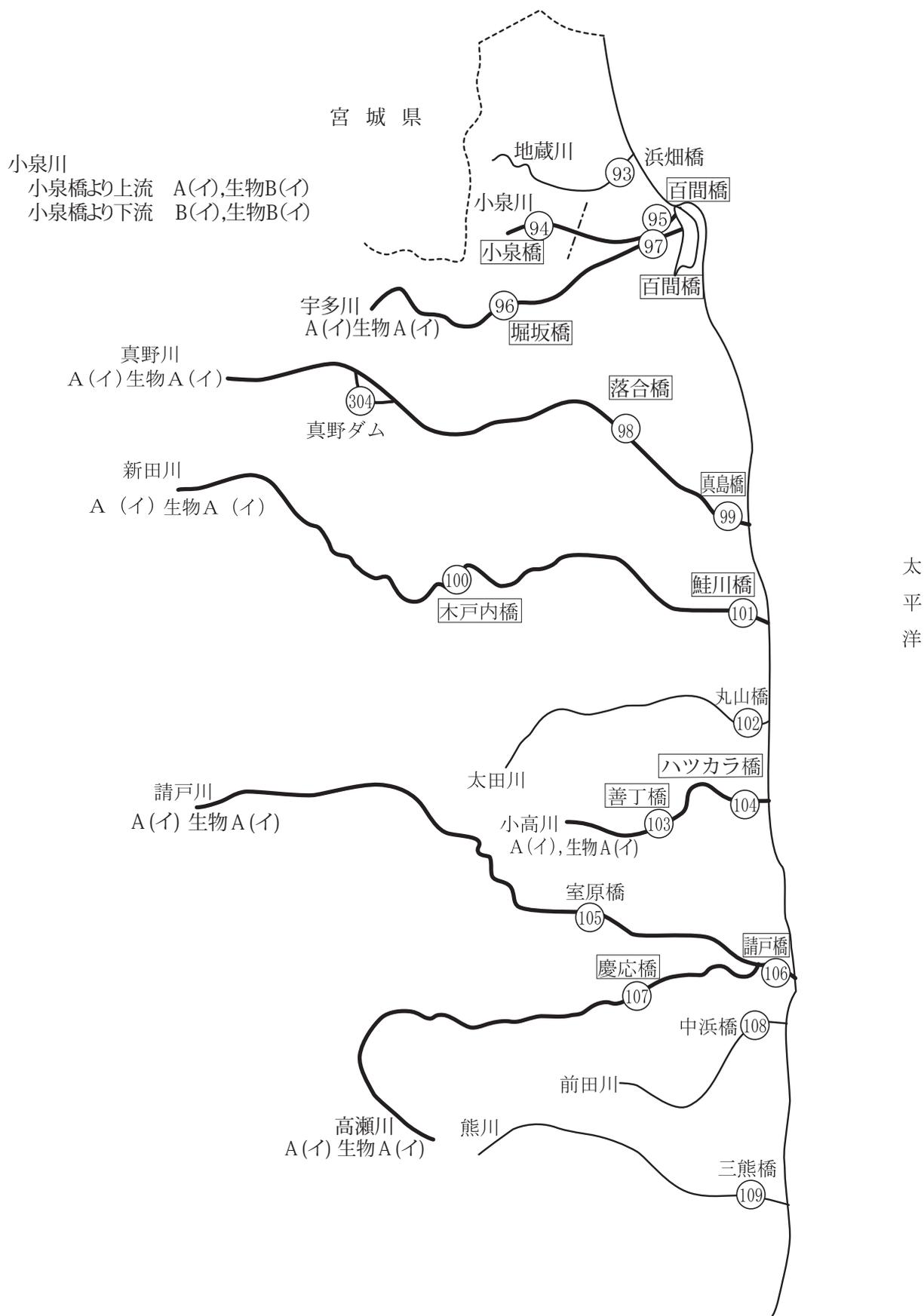


4. 阿武隈川水系 (1)



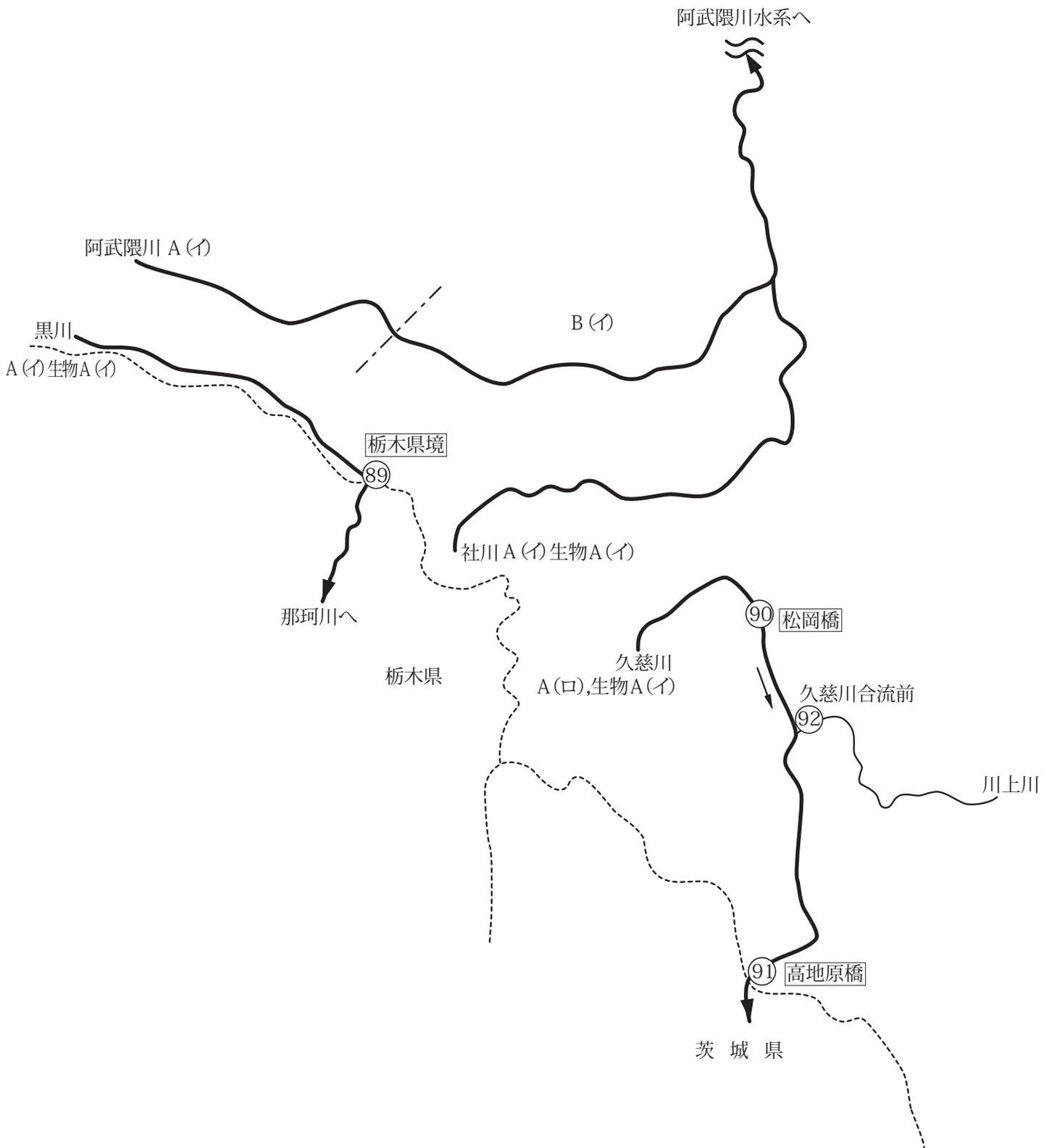
* 300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

6. 浜通り水域 (1)

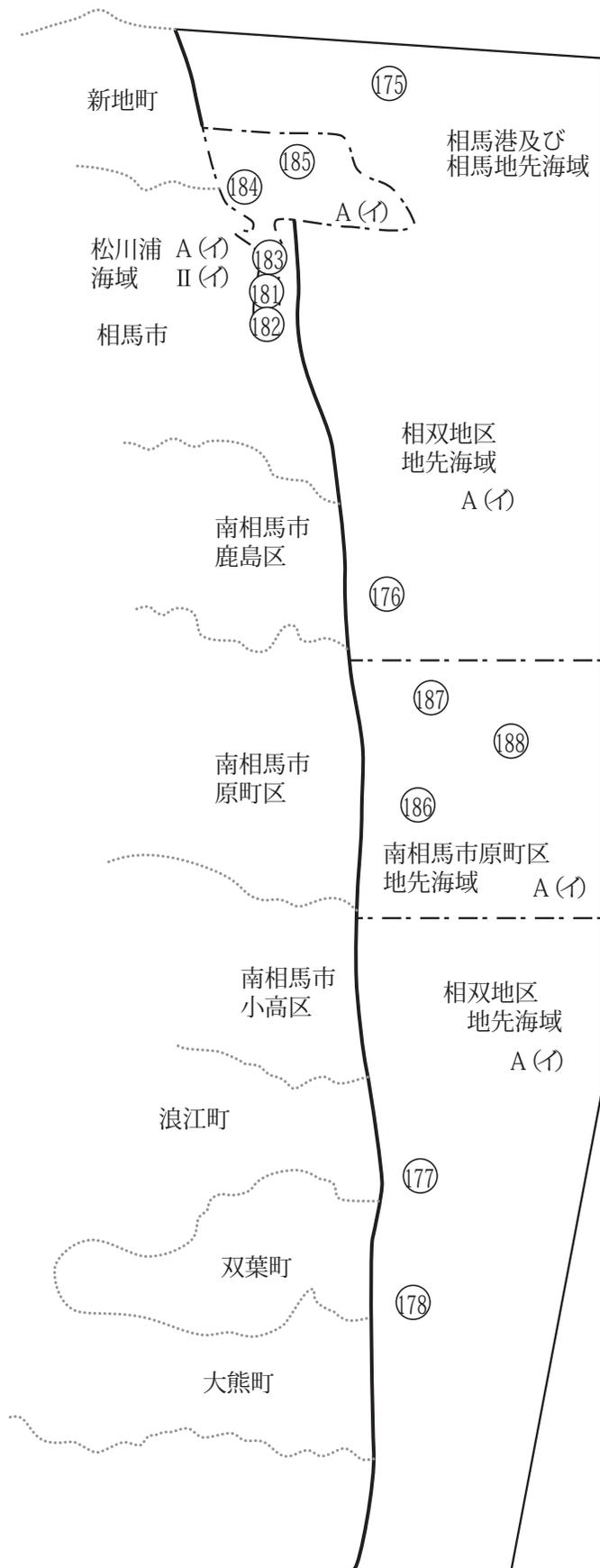


*300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

8. 久慈川水系、那珂川水系

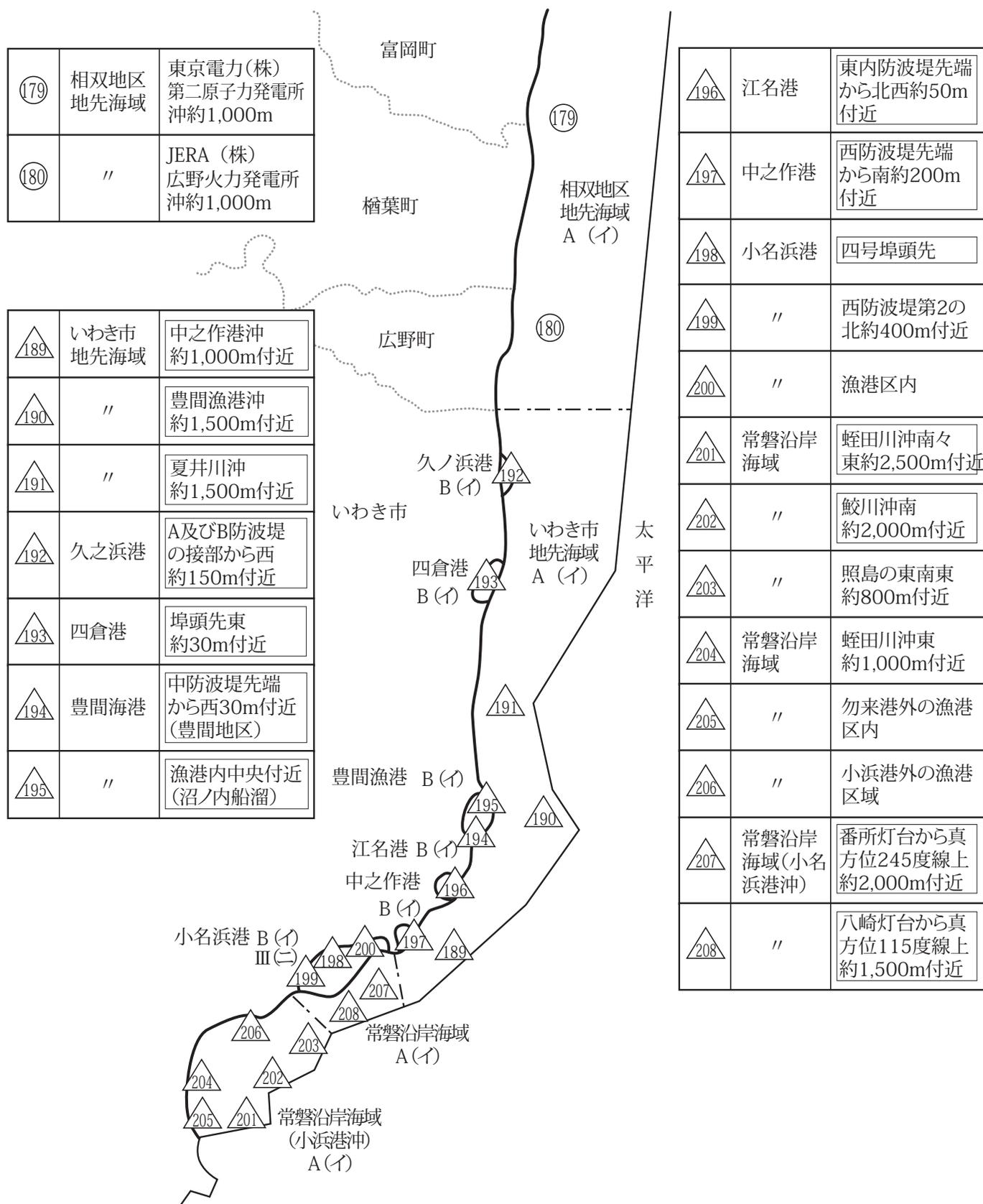


9. 相馬港及び相馬地先海域、相双地区地先海域
南相馬市原町区地先海域、松川浦



①75	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近
①76	"	真野川沖約2,000m付近
①77	"	請戸川沖約2,000m付近
①78	"	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m付近
①81	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近
①82	"	漁業権区域区3号中央付近
①83	"	浦の出入口付近
①84	相馬港及び相馬地先海域	地藏川沖約2,500m付近
①85	"	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近
①86	南相馬市原町区地先海域	南相馬市特別都市下水路沖約1,000m付近
①87	"	新田川沖約1,000m付近
①88	"	新田川沖約5,000m付近

10. 相双地区地先海域、いわき市地先海域、常磐沿岸海域 (小名浜港沖を含む)、小名浜港等



水質環境基準の水域類型指定一覧表

1 河川

(1) BOD等に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿武隈川	阿武隈川上流 (堀川合流点より上流)	A	イ	羽太橋	S46. 5. 25 閣議決定	(H21. 3. 31 環境省告示14号)
	阿武隈川中流(1) (堀川合流点から五百川合流点まで)	B	イ	阿久津橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	(")
	阿武隈川中流(2) (五百川合流点から内川合流点 (宮城県)まで)	B	ロ	大正橋	S46. 5. 25 閣議決定	(")
	社川 (全域)	A	イ	王子橋	"	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	A	イ	須賀川市水道取水点	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	大滝根川 (谷田川を含む)	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	A	イ	馬場川合流点前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	イ	幕ノ内橋上流	"	"
	逢瀬川 (幕ノ内橋より下流)	C	イ	阿武隈川合流前	"	"
	五百川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より上流) 〔pHを除く〕	A	イ	日ノ倉橋上流	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より下流) 〔pHを除く〕	A	イ	阿武隈川合流前	H21. 3. 23 県告示189号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
	松川 〔pHを除く〕	A	イ	阿武隈川合流前	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	摺上川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より上流及び小国川)	A	イ	館ノ腰橋上流(広瀬川) 広瀬川合流前(小国川)	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダ ム貯水池より下流の北須川)	B	ハ	猫啼橋	H13. 3. 27 県告示306号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	A	イ	やなぎ橋	"	
	阿賀野川	阿賀野川(1) (大川橋より上流で、大川ダム貯水池 (全域)に係る部分を除く)	A	イ	田島橋	S48. 3. 31 環境庁告示21号
阿賀野川(2) (大川橋から日橋川合流点まで)		A	イ	宮古橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	(")
阿賀野川(3) (日橋川合流点から新郷ダムまで)		A	ハ	新郷ダム	S48. 3. 31 環境庁告示21号	(")
阿賀野川(4) (新郷ダムより下流)		A	イ	麒麟橋、横雲橋 (新潟県)	"	(")

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿賀野川	只見川	A	イ	西谷橋、藤橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	伊南川	A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (滝見橋より上流)	A	イ	滝見橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	湯川 (滝見橋より下流)	B	ロ	新湯川橋	〃	
	旧湯川	B	ロ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 〔pHを除く〕	A	イ	南大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より上流)	A	ロ	大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より下流)	A	イ	下川原橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
	濁川 (濁川橋より上流)	A	イ	濁川橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	濁川 (濁川橋より下流)	A	イ	山崎橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
那珂川	黒川 (栃木県境まで)	A	イ	栃木県境	S50. 3. 17 県告示265号	
久慈川	久慈川 (茨城県境まで)	A	ロ	松岡橋、高地原橋	〃	
小泉川	小泉川 (小泉橋より上流)	A	イ	小泉橋	S53. 4. 7 県告示458号	
	小泉川 (小泉橋より下流)	B	イ	百間橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
宇多川	宇多川 (清水橋より上流)	A	イ	堀坂橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	宇多川 (清水橋より下流)	A	イ	百間橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
真野川	真野川 (桜田橋より上流)	A	イ	落合橋	H18. 3. 24県告示 277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	真野川 (桜田橋より下流)	A	イ	真島橋	H20. 2. 26 県告示131号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
新田川	新田川 (新田橋より上流)	A	イ	木戸内橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	新田川 (新田橋より下流)	A	イ	鮭川橋	H19. 10. 5 県告示676号	S48. 3. 31県告示 273号の改正
請戸川	請戸川	A	イ	請戸橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	高瀬川	A	イ	慶応橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
小高川	小高川 (善丁橋より上流)	A	イ	善丁橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
	小高川 (善丁橋より下流)	A	イ	ハツカラ橋	〃	〃
木戸川	木戸川	A	イ	長瀬橋、木戸川橋	S50. 3. 17 県告示265号	
浅見川	浅見川	A	イ	坊田橋	S53. 4. 7 県告示458号	
大久川	大久川、小久川	A	イ	蔭磯橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
夏井川	夏井川 (好間川合流点より上流)	A	ロ	北ノ内橋 久太夫橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	夏井川 (好間川合流点より下流)	A	イ	六十枚橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
	仁井田川	A	イ	松葉橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	好間川 (町田橋より上流)	A	イ	岩穴つり橋	〃	〃
	好間川 (町田橋より下流)	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	〃	〃
藤原川	藤原川	C	ハ	愛谷川橋 みなと大橋	S48. 3. 31 県告示273号	
鮫川	鮫川 (山田川合流点より上流)	A	イ	井戸沢橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	鮫川 (山田川合流点より下流)	B	イ	鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川	C	ハ	小埦橋、蛭田橋	S48. 3. 31 県告示273号	

(注) 達成期間の分類は次のとおりであり、以下の表についても同じである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(2) 水生生物の保全に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
阿武隈川	阿武隈川(1) (羽出庭橋(宮城県丸森町) より上流)	生物A	イ	羽太橋、阿久津橋、 大正橋	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	社川	生物B	イ	王子橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	生物A	イ	須賀川市水道取水地点	〃	
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より上流)	生物A	イ	船引橋	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	谷田川	生物A	イ	谷田川橋	H22. 3. 26 県告示205号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
阿武隈川	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	生物A	イ	馬場川合流点前	H21. 3. 23 県告示187号	
	逢瀬川 (馬場川合流点より下流)	生物B	イ	幕ノ内橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	五百川	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	摺上川 (摺上川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	広瀬川	生物A	イ	館ノ腰橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	小国川	生物B	イ	広瀬川合流前	〃	
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	生物B	イ	猫啼橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	生物A	イ	やなぎ橋	〃	
阿賀野川	阿賀野川上流 (早出川合流点(新潟県阿賀野市)より上流に限り、大川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	田島橋、宮古橋、 新郷ダム(福島県)、 麒麟橋(新潟県)	H22. 9. 24 環境省告示46号	
	只見川 (田子倉貯水池より下流)	生物A	イ	西谷橋、藤橋	H22. 12. 14 県告示738号	
	伊南川	生物A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (東山ダム貯水池を除く)	生物A	イ	滝見橋、新湯川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	旧湯川	生物B	イ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	生物A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	生物B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	生物B	イ	南大橋	〃	
	田付川	生物A	イ	大橋、下川原橋	〃	
	濁川 (濁川橋より上流)	生物A	イ	濁川橋	〃	
濁川 (濁川橋より下流)	生物B	イ	山崎橋	〃		
那珂川	黒川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	栃木県境	H20. 3. 18 県告示197号	
久慈川	久慈川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	松岡橋、高地原橋	H19. 3. 30 県告示242号	
小泉川	小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋	〃	
宇多川	宇多川 (福島県に属する水域に限る。 ただし、松川浦(全域)を除く)	生物A	イ	堀坂橋、百間橋	〃	
真野川	真野川 (真野ダム(全域)を除く)	生物A	イ	落合橋、真島橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
新田川	新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋	H19.3.30 県告示242号	
請戸川	請戸川 (大柿ダム(全域)を除く)	生物A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	生物A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川	生物A	イ	善丁橋、 ハツカラ橋	H20.3.18 県告示197号	
木戸川	木戸川	生物A	イ	長瀬橋、木戸川橋	H19.3.30 県告示242号	
浅見川	浅見川	生物A	イ	坊田橋	〃	
大久川	大久川及び小久川	生物A	イ	蔭磯橋	H20.3.18 県告示197号	
夏井川	夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫 橋、六十枚橋	H19.3.30 県告示242号	
	仁井田川	生物A	イ	松葉橋	〃	
	好間川	生物A	イ	岩穴つり橋 夏井川合流前	〃	
藤原川	藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大 橋	〃	
鮫川	鮫川 (高柴ダム(全域)を除く)	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川 (小埜橋より上流)	生物A	イ	小埜橋	〃	
	蛭田川 (小埜橋より下流)	生物B	イ	蛭田橋	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

2 湖沼

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖 [pHを除く]	A	イ	湖心	S49. 3. 26 県告示285号	
檜原湖	A	ロ	湖心	〃	
小野川湖	A	ロ	湖心	〃	
秋元湖	A	ロ	湖心	〃	
曾原湖	A	ロ	湖心	〃	
雄国沼	A	ロ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群 [pHを除く]	A	ロ	毘沙門沼湖心	〃	
田子倉貯水池	A	イ	湖心	〃	
羽鳥湖	A	イ	湖心	〃	
奥只見貯水池 (福島県に属する水域に限る)	A	イ	湖心	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30 県告示 354号の改正
沼沢湖	A	イ	湖心	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7 県告示 458号の改正
尾瀬沼	A	イ	湖心	S56. 4. 10 県告示582号	
東山ダム貯水池	A	イ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
千五沢ダム貯水池	A	ニ (※)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	A	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※令和12年度までの暫定目標 COD 5 mg/L 以下 (令和8年4月1日から改正予定)

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※)	千五沢ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	

※令和12年度までの暫定目標 全窒素 0.68 mg/L 以下 (令和8年4月1日から改正予定)
全りん 0.034 mg/L 以下 (同上)

(3) 全りんのみに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖	Ⅱ	イ	湖心	S61. 3. 11 県告示366号	
檜原湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
小野川湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
秋元湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	ハ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	R3. 3. 9県告示 253号の改正
大川ダム貯水池	Ⅲ	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

(4) 水生生物の保全に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
田子倉貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 12. 14 県告示738号	
奥只見貯水池	生物A	イ	湖心	〃	
沼沢湖	生物A	イ	湖心	〃	
尾瀬沼	生物A	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	生物A	イ	東山ダムサイト	H22. 3. 26 県告示205号	
千五沢ダム貯水池	生物B	イ	千五沢ダムサイト	H20. 3. 18 県告示197号	
大川ダム貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 9. 24 環境省告示46号	
猪苗代湖	生物A	イ	湖心	H24. 2. 24 県告示81号	
檜原湖	生物A	イ	湖心	〃	
小野川湖	生物A	イ	湖心	〃	
秋元湖	生物A	イ	湖心	〃	
曾原湖	生物B	イ	湖心	〃	
雄国沼	生物B	イ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群	生物B	イ	毘沙門沼湖心	〃	
羽鳥湖	生物A	イ	湖心	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のウの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

3 海域

(1) COD等に係るもの

水域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
相双地区地先海域	A	イ	釣師浜漁港沖約2,000m付近 真野川沖約2,000m付近 請戸川沖約2,000m付近	R3.3.9 県告示255号	S50.3.17 県告示265 号の改正
相馬港及び相馬 地先海域	A	イ	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近 地蔵川沖約2,500m付近	H18.3.24 県告示277号	S51.3.30 県告示354 号の改正
松川浦海域	A	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	S49.3.26 県告示285号	
南相馬市原町区 地先海域	A	イ	南相馬市特別都市下水路沖 約1,000m付近 新田川沖約1,000m付近 新田川沖約5,000m付近	R3.3.9 県告示254号	S49.3.26 県告示285 号の改正
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	イ	中之作港沖約1,000m付近 豊間漁港沖約1,500m付近 夏井川沖約1,500m付近	〃	
いわき市地先海域					
久之浜港	B	イ	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	S49.3.26 県告示285号	
四倉港	B	イ	埠頭先東約30m付近	〃	
豊間漁港	B	イ	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区) 漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	〃	
江名港	B	イ	東内防波堤先端から北西約50m付近	〃	
中之作港	B	イ	西防波堤先端から南約200m付近	〃	
小名浜港	B	イ	四号埠頭先	S47.3.31 県告示273号	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	イ	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近 八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	S53.4.7 県告示458号	
常磐沿岸海域	A	イ	蛭田川沖南南東約2,500m付近 鮫川沖南約2,000m付近	S48.3.31 県告示273号	

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	指定年月日	備考
松川浦海域	II	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	H9.3.14 県告示234号	
小名浜港	III	イ	四号埠頭先	H22.12.14 県告示739号	H18.3.24県告示 277号の改正

水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号) (抜粋)

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、14.4 又は14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は付表1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102-3 24.3 (24.3.3 及び24.3.7を除く。) に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7 の a)又は b)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4 又は20.5 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3 又は26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3 又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102-2 5.2 及び5.3、5.2 及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mL に硫酸10mL、りん酸60mL 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mL を混合し、水を加えて1,000mL としたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5 に定める方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3 又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

II 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級・水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 18に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
 // 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ご とに指 定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5に定める 方法	付表9に掲げる方 法	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法		
備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
C	工業用水2級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—	
	測定方法	規格K0102-12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100mL以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100mL以下とする。</p> <p>4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、 17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。) に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。) に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種 : サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種 : コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4及び12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法	

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格K0102-1 21.2、 21.3、21.4及び21.5に 定める方法又は付表10に 掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—	
	測定方法	規格K0102-112に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-117.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102-121.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-55.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規格K0102-122.5に定める方法	
<p>備考</p> <p>1 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD (O_2mg/L) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1,000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p> <p>2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3、 17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除 く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除 く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適 応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及びそ の塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水 生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、 12.3、12.4 及び 12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5 に定める方法	

工

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

※ 水質汚濁に係る環境基準については、平成5年3月8日環告16号、平成11年2月22日環告14号及び平成21年11月30日環告78号により、「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）の追加等がなされ、また、平成5年8月27日環告65号により海域の全窒素と全リンの基準が「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）に設定された。

さらに、平成15年11月5日環告123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準が生活環境項目として位置付けられ、同告示により全亜鉛の基準が、平成24年8月22日環告127号によりノニルフェノールの基準が、平成25年3月27日環告30号により直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の基準がそれぞれ設定された。

また、平成28年3月30日環告37号により底層溶存酸素量の基準が生活環境項目に設定された。

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

公共用水域

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下
フェノバルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下		

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知、令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号通知、環水大管発第2506309号令和7年6月30日

(※) PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号通知、
平成25年3月27日付け環水大発1303272号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.003 mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

Ⅱ 地下水の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

※地下水における放射性物質のモニタリングについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質については、原子力規制委員会が中心となり「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施しているため、本計画には当該モニタリング計画を含んでいません。

水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視については、水質汚濁防止法の改正により平成26年度から環境省が全国の地下水において実施しています。

2 測定期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

3 測定機関

測定機関は、福島県、福島市、郡山市及びいわき市とする。

4 調査の種類

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）の別表の項目の欄に掲げる項目（以下「環境基準項目」という。）及び水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和7年6月30日環水大管第2506309号）の別表に掲げる項目（以下、「要監視項目」という）について、以下の（1）～（3）の調査を行う。

（1）概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。

（2）汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに地下水汚染又は地下水汚染のおそれの判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

なお、地下水汚染とは、地下水の水質調査において、有害物質については環境基準、要監視項目については指針値を超える値で検出されることを指し、地下水汚染のおそれとは、地下水の水質調査において、有害物質が報告下限値以上環境基準以下の値で検出されることを指す。

（3）継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に実施する調査。

なお、要監視項目については、本調査を省略することができる。

5 測定地点数及び測定地点

（1）測定地点数

概況調査及び継続監視調査の測定地点数は、別表1「令和8年度地下水の水質測定地点数」のとおりとする。

(2) 測定地点

ア 環境基準項目

(ア) 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、県内を概ね10kmメッシュ（国土地理院発行の25,000分の1地形図に相当）に区分して、各メッシュから原則1か所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。各メッシュでは未調査の井戸、前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

令和8年度の測定地点は、別表2「環境基準項目・概況調査（ローリング方式）測定地点一覧表」のとおりとする。

(イ) 概況調査（定点方式）

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しくは汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定し調査する。

令和8年度の測定地点は、別表3「環境基準項目・概況調査（定点方式）測定地点一覧表」のとおりとする。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、地下水汚染が判明した場合又は地下水汚染のおそれが判明した場合（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）は、汚染範囲が確認できるように選定して調査する。

(エ) 継続監視調査

a 地下水汚染が判明し汚染井戸周辺地区調査を実施した場合

地下水汚染が判明して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区内の数井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行う。

3年間連続して環境基準以下の調査地区については代表地点（地区内で最後まで高濃度であった地点等）を残し、調査の終了について検討する。

さらに、代表地点について3年間連続して報告下限値未満（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素の3項目については環境基準以下）であった場合は、再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が報告下限値未満（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素の3項目については環境基準以下）であることを確認した上で、調査の終了について検討する。

b 地下水汚染のおそれが判明して汚染井戸周辺地区調査を実施した場合

地下水汚染のおそれが判明した井戸（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）について、継続的な監視を行う。

3年間連続して報告下限値未満であった場合は調査の終了について検討する。

令和8年度の測定地点は、別表4「環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表」のとおりとする。

イ 要監視項目

(ア) 概況調査（ローリング方式）

県内の汚染状況を把握することを目的として、環境基準項目の概況調査（ローリング方式）で選定した地点の中から9地点程度を選定し、調査する。

令和8年度の測定地点は、別表5「要監視項目・概況調査（ローリング方式）測定地点一

覧表」のとおりとする。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、地下水汚染が判明した場合は、汚染範囲が確認できるように選定して調査する。

(ウ) 継続監視調査

これまでの調査で地下水汚染等が判明した井戸について、継続的な監視を行う。

令和8年度の測定地点は、別表6「要監視項目・継続監視調査 測定地点一覧表」のとおりとする。

6 測定項目

(1) 環境基準項目

ア 概況調査（ローリング方式）

環境基準項目の全項目（ただし、アルキル水銀は総水銀が報告下限値以上の場合に測定する。）とする。

イ 概況調査（定点方式）

測定項目は、環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜、選定する。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、地下水汚染又は地下水汚染のおそれが判明した項目とする。

ただし、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかの場合は、これらの3項目と、状況に応じて1,1,2-トリクロロエタンも測定するものとし、汚染地区の状況に応じてこれらの分解生成物質（1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン）も測定するものとする。

なお、クロロエチレンについては分解生成前の前駆物質である1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンの環境基準超過状況等を勘案のうえ測定項目としての検討を行う。

エ 継続監視調査

測定項目は、汚染の有無の判断基準で「有」となった項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素の3項目については、環境基準を超過して検出された場合）、汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物とする。

なお、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかの場合は、これらの3項目と、状況に応じて1,1,2-トリクロロエタンも測定するものとし、汚染地区の状況に応じてこれらの分解生成物質（1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン）も測定するものとする。

ただし、クロロエチレンについては分解生成前の前駆物質である1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンの環境基準超過状況等を勘案のうえ測定項目としての検討を行う。

また、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に測定項目から除外する。

(2) 要監視項目

ア 概況調査（ローリング方式）

原則、要監視項目の全項目とする。

イ 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、地下水汚染が判明した項目とする。

ウ 継続監視調査

測定項目はこれまでの調査で地下水汚染等が判明した項目とする。

7 測定方法

(1) 測定方法は、別表7「測定方法及び報告下限値」のとおりとする。

(2) 測定時期は、原則として別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる月に実施するものとする。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、汚染を発見後できるだけ速やかに実施するものとする。

8 測定結果の評価

測定結果は、別表8「地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）」により、汚染の「有無」及び「環境基準超過」について評価するものとする。

9 測定結果の報告

(1) 測定の結果は電子ファイルにより、当該年度の2月末日までに福島県生活環境部長あて報告するものとする。

(2) 測定の結果、報告下限値以上の値を検出した場合は、地下水の水質測定結果表（報告下限値以上の値を検出した場合）により速やかに福島県生活環境部長あて報告するものとする。

ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素の3項目については、環境基準を超過して検出された場合に報告するものとする。

10 公表

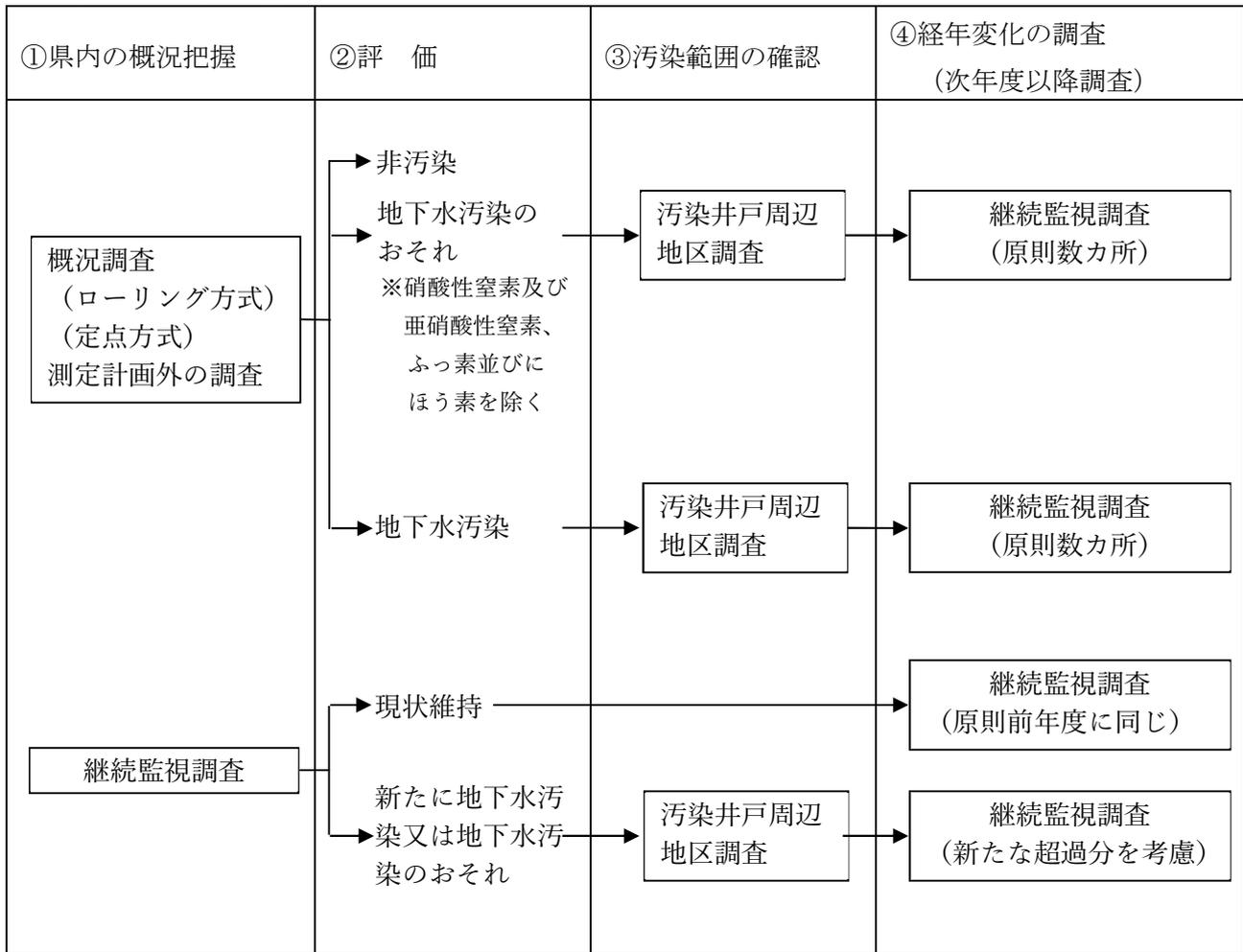
福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、令和8年度地下水の水質測定計画による測定結果を令和9年度中に公表するものとする。

11 その他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

12 参考

地下水の水質調査の流れ



※要監視項目調査についても同様の流れで調査を実施します。

別表 1

令和8年度地下水の水質測定地点数

I 環境基準項目

1 概況調査

測定地点数 測定機関	調査の種類		合計
	ローリング方式	定点方式	
福島県	21	18	39
福島市	1	2	3
郡山市	2	4	6
いわき市	3	5	8
合計	27	29	56

2 継続監視調査

測定地点数 測定機関	汚染の状況		合計
	過去において環境基準を超過した地点※	環境基準以下の汚染が認められた地点	
福島県	159	25	184
福島市	25	1	26
郡山市	12	3	15
いわき市	0	1	1
合計	196	30	226

※ 別表4の「地点(地区)名」が「～周辺地区」となっているもの

II 要監視項目

1 概況調査

測定地点数 測定機関	調査の種類		合計
	ローリング方式	定点方式	
福島県	4		4
福島市	0		0
郡山市	2		2
いわき市	3		3
合計	9		9

2 継続監視調査

測定地点数 測定機関	汚染の状況		合計
	過去において指針値を超過した地点	指針値以下の汚染が認められた地点	
福島県	2	8	10
福島市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
合計	2	8	10

別表 2

環境基準項目・概況調査(ローリング方式) 測定地点一覧表

メッシュ No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン			
2	南相馬市	原町区大甕	1	6	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	檜葉町	山田岡	1	7	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	南相馬市	鹿島区鹿島	1	6	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	浪江町	室原	1	7	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
17	いわき市	大久町大久	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18	いわき市	平菅波	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	相馬市	山上	1	6	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	いわき市	泉町滝尻	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	飯舘村	二枚橋	1	6	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	田村市	新田作	1	5	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
52	古殿町	松川	1	6	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
54	福島市	笹谷	1	6	福島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
56	二本松市	永田4区	1	5	県北振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
60	須賀川市	南町	1	6	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
61	中島村	母畑	1	6	県南振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
62	石川町	山形	1	7	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
63	鮫川村	棚倉	1	6	県南振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
68	郡山市	安積町荒井	1	7	郡山市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
75	猪苗代町	関都	1	5	会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
78	須賀川市	長沼	1	6	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79	白河市	上小屋	1	6	県南振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
85	郡山市	湖南町赤津	1	7	郡山市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	会津若松市	飯盛	1	5	会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
95	喜多方市	山都町	1	9	会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
102	南会津町	静川地区	1	7	南会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
104	金山町	本名	1	9	会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
111	只見町	只見地区	1	5	南会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 環境基準項目のうちアルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

(注2) 測定機関は、略称を示す。測定機関の名称及び略称は次のとおりである。別表3、別表4、別表5及び別表6についても同じ。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 福島県北地方振興局(県北振) | ⑥ 福島県相双地方振興局(相双振) |
| ② 福島県中地方振興局(県中振) | ⑦ 福島市環境衛生課(福島市) |
| ③ 福島県南地方振興局(県南振) | ⑧ 郡山市環境保全センター(郡山市C) |
| ④ 福島県会津地方振興局(会津振) | ⑨ いわき市環境監視センター(いわき市C) |
| ⑤ 福島県南会津地方振興局(南会津振) | |

別表 3

環境基準項目・概況調査(定点方式) 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン					
1	福島市	北中央	1	6	福島市																																
2	福島市	松川町	1	6	福島市							○	○		○	○	○	○	○	○	○																
3	会津若松市	白虎町	1	9	会津振(委託)																																
4	郡山市	三穂田町川田	1	6	郡山市C				○																												
5	郡山市	鳴神一丁目	1	6	郡山市C																○																
6	郡山市	安積町長久保一丁目	1	6	郡山市C																																
7	郡山市	待池台一丁目	1	6	郡山市C																○																
8	いわき市	植田町	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○																	○			○	○					
9	いわき市	常磐藤原町	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				
10	いわき市	遠野町滝	1	6	いわき市C																			○	○	○											
11	いわき市	渡辺町松小屋	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	いわき市	渡辺町上釜戸	1	6	いわき市C																			○	○	○											
13	白河市	小田川	1	6	県南振(委託)								○																								
14	白河市	夏梨	1	6	県南振(委託)			○					○		○		○		○																		
15	須賀川市	森宿	1	6	県中振(委託)																																
16	喜多方市	花園	1	5	会津振(委託)				○				○		○	○	○	○	○	○	○	○															
17	相馬市	光陽	1	6	相双振(委託)				○				○																								
18	相馬市	馬場野	1	6	相双振(委託)										○		○	○			○	○															
19	二本松市	成田東部	1	5	県北振(委託)																																
20	田村市	山根	1	5	県中振(委託)																																
21	南相馬市	原町区上北高平	1	6	相双振(委託)			○								○								○													
22	南相馬市	鹿島区小島田	1	6	相双振(委託)								○																								
23	南会津町	田部原地区	1	9	南会津振(委託)					○																											
24	磐梯町	磐梯	1	9	会津振(委託)		○																	○													
25	会津坂下町	市中	1	5	会津振(委託)																																
26	中島村	滑津	1	6	県南振(委託)																																
27	石川町	双里	1	7	県中振(委託)								○		○	○	○	○	○	○	○	○															
28	平田村	永田	1	6	県中振(委託)				○																												
29	古殿町	田口	1	6	県中振(委託)								○		○	○	○	○	○	○	○	○															

別表 4

環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定 回数	測定 月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン			
																																	○	○	○
1	福島市	笹木野周辺地区	1	8	福島市																○														
2		渡利周辺地区2	1	8	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
3		渡利周辺地区3	1	8	福島市																○	○	○												
4		瀬上町I周辺地区1	1	7	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
5		瀬上町I周辺地区3	1	7	福島市									○							○	○	○												
6		瀬上町I周辺地区4	1	7	福島市													○	○	○	○	○													
7		上島渡周辺地区1	1	8	福島市															○		○	○												
8		上島渡周辺地区2	1	8	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
9		上島渡周辺地区3	1	8	福島市															○		○	○												
10		郷野目周辺地区3	1	6	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
11		郷野目周辺地区4	1	6	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
12		佐倉周辺地区	1	8	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
13		泉I周辺地区1	1	5	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
14		泉I周辺地区3	1	5	福島市															○		○	○												
15		笹谷I周辺地区1	1	7	福島市															○	○	○	○												
16		笹谷I周辺地区2	1	7	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
17		笹谷I周辺地区5	1	7	福島市															○		○	○												
18		笹谷II	1	7	福島市															○		○	○												
19		明治I周辺地区	1	5	福島市										○	○	○	○	○	○	○	○													
20		明治II周辺地区	1	5	福島市							○																							
21		黒岩III周辺地区1	1	6	福島市																														○
22		黒岩III周辺地区2	1	6	福島市																														○
23		黒岩III周辺地区3	1	6	福島市																														○
24		岡島周辺地区1	1	5	福島市																														○
25		岡島周辺地区2	1	5	福島市																														○
26		岡島周辺地区3	1	5	福島市																														○
27	会津若松市	城西町周辺地区1	1	4	会津振(委託)				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○													
28		城西町周辺地区2	1	1	会津振(委託)				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○													
29		城西町周辺地区3	1	4	会津振(委託)				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○													
30		門田町飯寺II周辺地区	1	4	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
31		材木町周辺地区1	1	4	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
32		材木町周辺地区2	1	4	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
33		門田町日吉周辺地区1	1	9	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
34		門田町日吉周辺地区2	1	9	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
35		門田町日吉周辺地区3	1	9	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
36		川原町周辺地区	1	1	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													

環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン	
																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	会津若松市	扇町周辺地区1	1	5	会津振(委託)										○	○	○	○	○	○	○										○	○	
38		扇町周辺地区2	1	5	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○									○	○	
39		扇町周辺地区3	1	5	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○									○	○	
40		扇町周辺地区4	1	5	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○									○	○	
41		一箕町八幡	1	11	会津振(委託)						○																				○		
42		東長原I周辺地区2	1	10	会津振(委託)			○																							○		
43		東長原II周辺地区2	1	10	会津振(委託)			○																							○		
44		東長原II周辺地区3	1	10	会津振(委託)			○					○																		○		
45		湊町原新橋周辺地区	1	9	会津振(委託)																										○		
46		一箕町	1	1	会津振(委託)																							○					
47		御旗町	1	10	会津振(委託)																							○					
48		千石町	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										
49		対馬館町周辺地区	1	9	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
50		七日町・日新町・大町周辺地区1	1	4	会津振(委託)						○					○	○	○	○	○	○	○											
51		七日町・日新町・大町周辺地区2	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
52		七日町・日新町・大町周辺地区3	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
53		七日町・日新町・大町周辺地区4	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
54		七日町・日新町・大町周辺地区5	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
55		七日町・日新町・大町周辺地区6	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
56		七日町・日新町・大町周辺地区7	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
57		七日町・日新町・大町周辺地区8	1	4	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
58		神指町周辺地区	1	2	会津振(委託)						○																						
59		郡山市	田村町徳定周辺地区	1	4	郡山市C											○	○	○	○	○	○											
60			笹川周辺地区1	1	11	郡山市C											○	○	○	○	○	○	○										
61			笹川周辺地区2	1	11	郡山市C											○	○	○	○	○	○	○										
62			富久山町福原周辺地区1	1	7	郡山市C												○	○	○	○	○	○										
63			外河原周辺地区3	1	4	郡山市C												○	○	○	○	○	○										
64			外河原周辺地区4	1	4	郡山市C												○	○	○	○	○	○										
65	外河原周辺地区7		1	4	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
66	熱海町中山周辺地区		1	7	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
67	栄町周辺地区		1	11	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
68	昭和周辺地区		1	11	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
69	待池台周辺地区		1	11	郡山市C			○																									
70	富田町周辺地区		1	11	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
71	舞木町周辺地区1		1	7	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
72	片平町周辺地区1		1	7	郡山市C												○	○	○	○	○	○											
73	片平町周辺地区2	1	7	郡山市C												○	○	○	○	○	○												
74	いわき市	小名浜住吉	1	6	いわき市C					○						○		○															
75	白河市	円明寺周辺地区	1	9	県南振(委託)											○		○				○	○										
76		横町周辺地区	1	9	県南振(委託)												○		○				○	○									
77		昭和町周辺地区	1	9	県南振(委託)												○		○				○	○									
78		表郷内松周辺地区※	1	9	県南振(委託)																										○		
79		東下野出島周辺地区1	1	9	県南振(委託)																										○		
80		東下野出島周辺地区2	1	9	県南振(委託)																										○		
81		大周辺地区1	1	9	県南振(委託)								○			○		○													○		
82		大周辺地区2	1	9	県南振(委託)								○			○		○													○		

環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン		
83	須賀川市	信濃町下	1	6	県中振(委託)					○																								
84		横山町II周辺地区	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○								○		○	
85		横山町IV	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○								○			
86		小作田周辺地区1	1	9	県中振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
87		南上町周辺地区1	1	9	県中振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
88		南上町周辺地区2	1	9	県中振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
89		保土原周辺地区1	1	9	県中振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
90		保土原周辺地区2	1	9	県中振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
91		木之崎I周辺地区	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○											
92		長沼I周辺地区1	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○											
93		長沼I周辺地区2	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○											
94		下宿前周辺地区	1	9	県中振(委託)								○			○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	
95		滑川十貫内周辺地区	1	9	県中振(委託)																									○				
96		横山町V周辺地区	1	9	県中振(委託)										○	○		○	○	○		○	○										○	
97		横山町VI周辺地区	1	9	県中振(委託)											○		○	○	○		○											○	
98		市野関周辺地区1	1	8	県中振(委託)																											○		
99		市野関周辺地区2	1	8	県中振(委託)																											○		
100		喜多方市	吉沖	1	12	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○											
101			関柴町周辺地区	1	4	会津振(委託)						○																						
102			塩川町新井田谷地周辺地区1	1	12	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										
103	長内周辺地区1		1	11	会津振(委託)			○			○																					○		
104	長内周辺地区3		1	11	会津振(委託)																											○		
105	長内周辺地区4		1	11	会津振(委託)																											○		
106	長内周辺地区5		1	11	会津振(委託)						○																					○	○	
107	長内周辺地区6		1	11	会津振(委託)																											○		
108	長内周辺地区7		1	11	会津振(委託)																											○	○	
109	長内周辺地区8		1	11	会津振(委託)																											○	○	
110	長内周辺地区9		1	11	会津振(委託)																											○	○	
111	長内周辺地区10		1	11	会津振(委託)																											○	○	
112	長内周辺地区11		1	11	会津振(委託)																											○	○	
113	長内周辺地区12		1	11	会津振(委託)																											○	○	
114	長内周辺地区13		1	11	会津振(委託)																											○	○	
115	長内周辺地区14		1	11	会津振(委託)																											○	○	
116	長内周辺地区15		1	11	会津振(委託)																											○	○	
117	長内周辺地区16		1	11	会津振(委託)																											○	○	
118	長内周辺地区17		1	11	会津振(委託)																											○	○	
119	長内周辺地区18		1	11	会津振(委託)																											○	○	
120	長内周辺地区19		1	11	会津振(委託)																											○	○	
121	長内周辺地区20		1	11	会津振(委託)																											○	○	
122	長内周辺地区21		1	11	会津振(委託)																											○	○	
123	長内周辺地区22		1	11	会津振(委託)																											○	○	
124	長内周辺地区23	1	11	会津振(委託)																											○	○		

環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン		
171	本宮市	糠沢Ⅰ周辺地区3	1	11	県北振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○										○		
172		糠沢Ⅰ周辺地区5	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
173		糠沢Ⅰ周辺地区6	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
174		糠沢Ⅰ周辺地区7	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
175		糠沢Ⅰ周辺地区8	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
176		糠沢Ⅰ周辺地区9	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○										○	
177		糠沢Ⅱ周辺地区	1	9	県北振(委託)									○		○	○	○	○	○	○	○	○				○						○	
178		糠沢Ⅳ周辺地区	1	11	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
179		和田周辺地区	1	9	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
180		長屋	1	9	県北振(委託)									○		○	○	○	○	○	○	○	○											
181	桑折町	成田周辺地区	1	7	県北振(委託)				○						○	○	○	○	○	○	○	○								○	○			
182	国見町	川内※	1	5	県北振(委託)								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
183	川俣町	八反田周辺地区1	1	8	県北振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○												
184		八反田周辺地区2	1	8	県北振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○												
185		山木屋周辺地区	1	5	県北振(委託)									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○		
186		賤ノ田	1	8	県北振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
187	大玉村	玉井周辺地区	1	11	県北振(委託)																													
188		大山周辺地区	1	11	県北振(委託)																													
189	鏡石町	桜町周辺地区	1	7	県中振(委託)																													
190		成田	1	9	県中振(委託)																													
191	只見町	蒲生	1	5	南会津振(委託)	○																												
192		小林周辺地区1	1	5	南会津振(委託)																													
193		小林周辺地区2	1	5	南会津振(委託)																													
194		小林周辺地区3	1	5	南会津振(委託)																													
195		梁取地区	1	5	南会津振(委託)																													
196	南会津町	田島周辺地区	1	7	南会津振(委託)																													
197	西会津町	野沢Ⅰ周辺地区1	1	11	会津振(委託)																													
198		野沢Ⅰ周辺地区2	1	11	会津振(委託)											○	○	○	○	○	○	○	○											
199	磐梯町	大谷周辺地区	1	4	会津振(委託)																												○	
200	猪苗代町	山潟周辺地区	1	8	会津振(委託)																													
201	会津美里町	高田	1	11	会津振(委託)																													
202	西郷村	真船	1	7	県南振(委託)																													
203	泉崎村	泉崎周辺地区	1	6	県南振(委託)																													
204		踏瀬Ⅰ周辺地区1	1	6	県南振(委託)																													
205		太田川周辺地区	1	6	県南振(委託)																													
206	中島村	滑津周辺地区	1	4	県南振(委託)																													
207	矢吹町	堰の上周辺地区	1	4	県南振(委託)																													
208		滝八幡周辺地区※	1	4	県南振(委託)																													
209	棚倉町	岡田周辺地区1	1	7	県南振(委託)																													
210		岡田周辺地区2	1	7	県南振(委託)																													
211	石川町	古館周辺地区	1	7	県中振(委託)																													
212	玉川村	竜崎Ⅱ	1	7	県中振(委託)																													
213	平田村	西山周辺地区	1	7	県中振(委託)																													

環境基準項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン			
214	浅川町	浅川Ⅰ周辺地区	1	5	県中振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
215		浅川Ⅱ周辺地区1	1	5	県中振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
216		浅川Ⅱ周辺地区2	1	5	県中振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
217		浅川Ⅲ1	1	5	県中振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
218	三春町	御祭周辺地区	1	6	県中振(委託)																								○						
219		斎藤周辺地区	1	6	県中振(委託)																								○						
220	小野町	夏井	1	7	県中振(委託)								○		○	○	○	○	○	○	○	○													
221	川内村	上川内周辺地区1	1	7	相双振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
222		上川内周辺地区2	1	7	相双振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
223		上川内周辺地区3	1	7	相双振(委託)										○	○	○	○	○	○	○	○													
224		下川内	1	7	相双振(委託)																														
225	葛尾村	落合周辺地区	1	7	相双振(委託)									○	○	○	○	○	○	○	○										○				
226	新地町	杉目	1	5	相双振(委託)																														

(注) ※ 令和7年度に汚染井戸周辺地区調査を実施予定であり、その結果により実施しない場合がある。

別表 5

要監視項目・概況調査(ローリング方式) 測定地点一覧表

メッシュ No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	クロロホルム	1,2-ジクロロ プロパン	1,2-ジクロロ ベンゼン	p-ジクロロベン ゼン	イソキサチオン	ダイアノジン	(M E P)	フェニトロチオン	イソプロチオラン	銅	オキシ銅(有機)	クロロタロニル (T P N)	プロピザミド	E P N	ジクロロボス (D D C P)	フェノブカルブ (B P M C)	イブペンホス (I B P)	クロルニトロフェン (C N P)	トルエン	キシレン	フタル酸 ジエチルヘキシル	ニツケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A ※			
13	浪江町	室原	1	7	相双振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	いわき市	大久町大久	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	いわき市	平菅波	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	いわき市	泉町滝尻	1	6	いわき市C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	二本松市	永田4区	1	5	県北振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	石川町	山形	1	7	県中振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68	郡山市	安積町荒井	1	7	郡山市C																														○	
85	郡山市	湖南町赤津	1	7	郡山市C																														○	
102	南会津町	静川地区	1	7	南会津振(委託)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ※ PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略。

別表 6

要監視項目・継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名※2	測定回数	測定月	測定機関	クロロホルム	1,2-ジクロロ プロパン	1,2-ジクロロ ベンゼン	p-ジクロロベン ゼン	イソキサチオン	ダイアノジン	(M E P)	フェニトロチオン	イソプロチオラン	銅	オキシ銅(有機)	クロロタロニル (T P N)	プロピザミド	E P N	ジクロロボス (D D C P)	フェノブカルブ (B P M C)	イブペンホス (I B P)	クロルニトロフェン (C N P)	トルエン	キシレン	フタル酸 ジエチルヘキシル	ニツケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A ※1		
1	会津若松市	神指町A	1	2	会津振(委託)																													○	
2	会津若松市	神指町B	1	2	会津振(委託)																														○
3	会津若松市	神指町C	1	2	会津振(委託)																														○
4	会津若松市	神指町D	1	2	会津振(委託)																														○
5	会津若松市	神指町E	1	2	会津振(委託)																														○
6	会津若松市	神指町F	1	2	会津振(委託)																														○
7	伊達市	梁川	1	11	県北振(委託)																														○
8	会津坂下町	長井	1	1	会津振(委託)																														○
9	飯館村	小宮C	1		相双振(委託)																														○
10	飯館村	小宮D	1		相双振(委託)																														○

(注) ※1 PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略。

※2 地点によっては令和7年度の調査結果等により実施しない場合がある。

別表 7

測定方法及び報告下限値

区分	項 目	測定方法	表 示 方 法				
			単 位	報 告 下 限 値	報告下限値未 満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字の 最小の位
環境基準項目	カドミウム	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号（以下、告示という）に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
	全シアン	告示に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
	鉛	〃	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
	六価クロム	〃	mg/L	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
	ひ素	〃	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
	総水銀	〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
	アルキル水銀	〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
	P C B	〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
	ジクロロメタン	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	四塩化炭素	〃	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
	クロロエチレン	〃	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
	1,2-ジクロロエタン	〃	mg/L	0.0004	<0.0004	2桁	小数点以下4桁
	1,1-ジクロロエチレン	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	1,2-ジクロロエチレン	次項の測定方法により測定したシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。（注1）	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
	シス-1,2-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	トリクロロエチレン	〃	mg/L	0.001	<0.001	2桁	小数点以下3桁
	テトラクロロエチレン	〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
	1,3-ジクロロプロパン	〃	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
	チウラム	〃	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	シマジン	〃	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
	チオベンカルブ	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	ベンゼン	〃	mg/L	0.001	<0.001	2桁	小数点以下3桁
	セレン	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次項の測定方法により測定した硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同様に測定した亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。（注1）	mg/L	0.2	<0.2	2桁	小数点以下1桁
	硝酸性窒素	告示に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
	亜硝酸性窒素	〃	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
	ふっ素	〃	mg/L	0.08	<0.08	2桁	小数点以下2桁
	ほう素	〃	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
	1,4-ジオキサン	〃	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
	要監視項目	クロロホルム	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁
1,2-ジクロロプロパン		〃	mg/L	0.006	<0.006	2桁	小数点以下3桁
p-ジクロロベンゼン		〃	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
イソキサチオン		〃	mg/L	0.0008	<0.0008	2桁	小数点以下4桁
ダイアジノン		〃	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
フェニトロチオン (MEP)		〃	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
イソプロチオラン		〃	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
オキシ銅 (有機銅)		〃	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
クロロタロニル (TPN)		〃	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
プロピザミド	〃	mg/L	0.0008	<0.0008	2桁	小数点以下4桁	

区分	項目	測定方法	表示方法				
			単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字の最小の位
要監視項目	E P N	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	ジクロロボス (DDVP)	〃	mg/L	0.001	<0.001	2桁	小数点以下3桁
	フェノブカルブ (BPMC)	〃	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
	イプロベンホス (IBP)	〃	mg/L	0.0008	<0.0008	2桁	小数点以下4桁
	クロロニトロフェン (CNP)	〃	mg/L	0.0001	<0.0001	2桁	小数点以下4桁
	トルエン	〃	mg/L	0.06	<0.06	2桁	小数点以下2桁
	キシレン	〃	mg/L	0.04	<0.04	2桁	小数点以下2桁
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	mg/L	0.006	<0.006	2桁	小数点以下3桁
	ニッケル	〃	mg/L	0.001	<0.001	2桁	小数点以下3桁
	モリブデン	〃	mg/L	0.007	<0.007	2桁	小数点以下3桁
	アンチモン	〃	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
	エビクロロヒドリン	〃	mg/L	0.00004	<0.00004	2桁	小数点以下5桁
	全マンガン	〃	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
	ウラン	〃	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和7年4月1日環水大管発第2504015号に掲げる方法により PFOS 及び PFOA のそれぞれの濃度を求め、これらの濃度の和をPFOS 及びPFOA の濃度とする。(注1)	mg/L	0.0000003	<0.0000003	2桁	小数点以下7桁	

(注1) 2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理(注2参照)を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注2) 有効数字が2桁(3桁)の場合は3桁(4桁)目以下を切り捨てる。報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

地下水の水質汚濁に係る環境基準(地下水の汚染の有無の判断基準)

〔地下水の水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正:令和7年3月31日環境省告示第41号)〕

項 目	環 境 基 準	判 断 基 準
カドミウム	0.003 mg/L以下	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	検出されないこと
六価クロム	0.02 mg/L以下	検出されないこと
砒素	0.01 mg/L以下	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L以下	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	検出されないこと
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	検出されないこと
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	検出されないこと
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	検出されないこと
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
チウラム	0.006 mg/L以下	検出されないこと
シマジン	0.003 mg/L以下	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	検出されないこと
ベンゼン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
セレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 mg/L以下	検出されないこと
ふっ素	0.8 mg/L以下	検出されないこと
ほう素	1 mg/L以下	検出されないこと
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	検出されないこと

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 汚染の有無の判断基準は、平成9年3月13日環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

人の健康の保護に関する要監視項目及びその指針値

地下水

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 ※
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下		

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知、令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号通知、令和7年6月30日環水大管発第2506309号

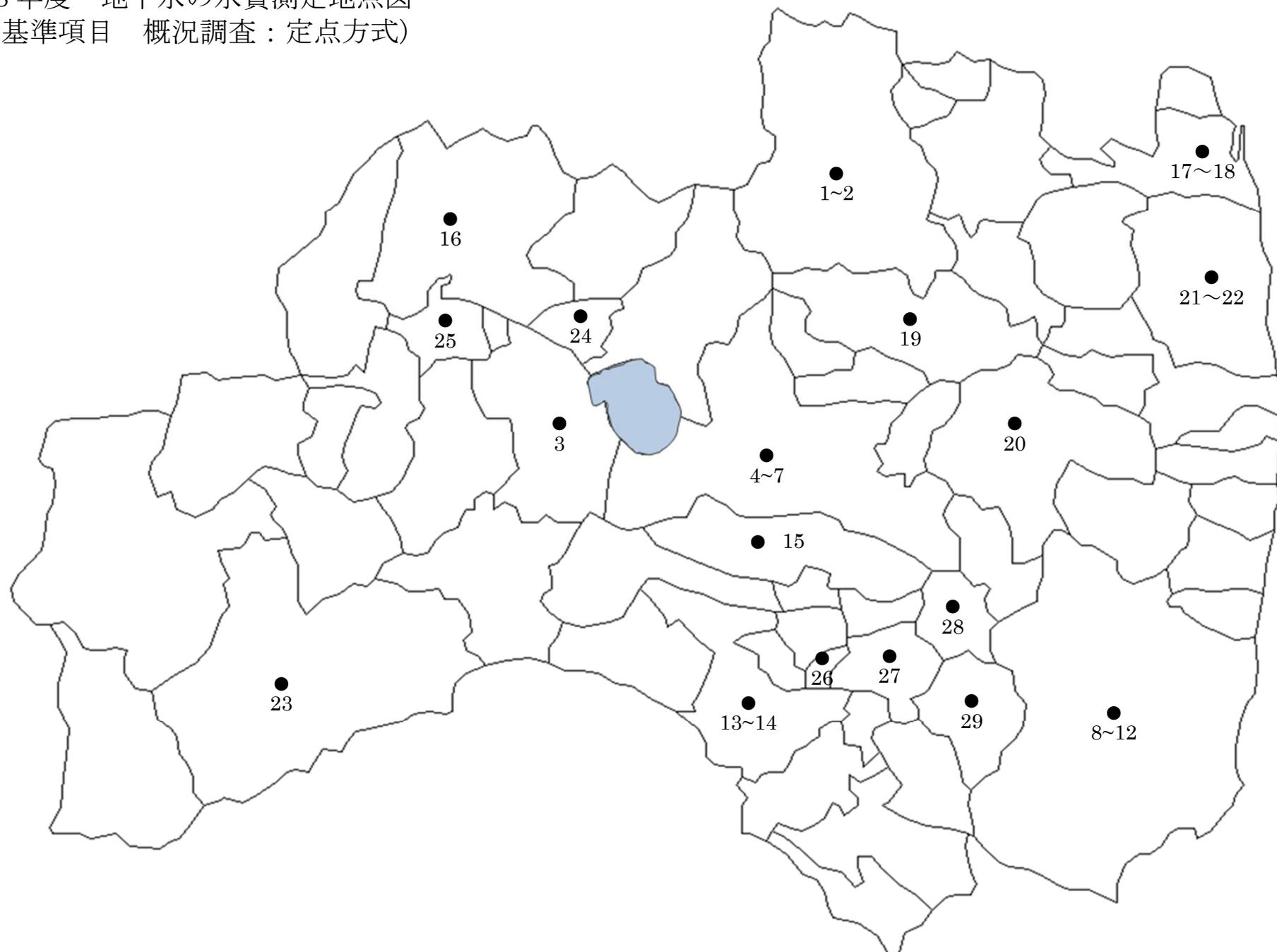
(※) PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

地下水の水質測定結果表

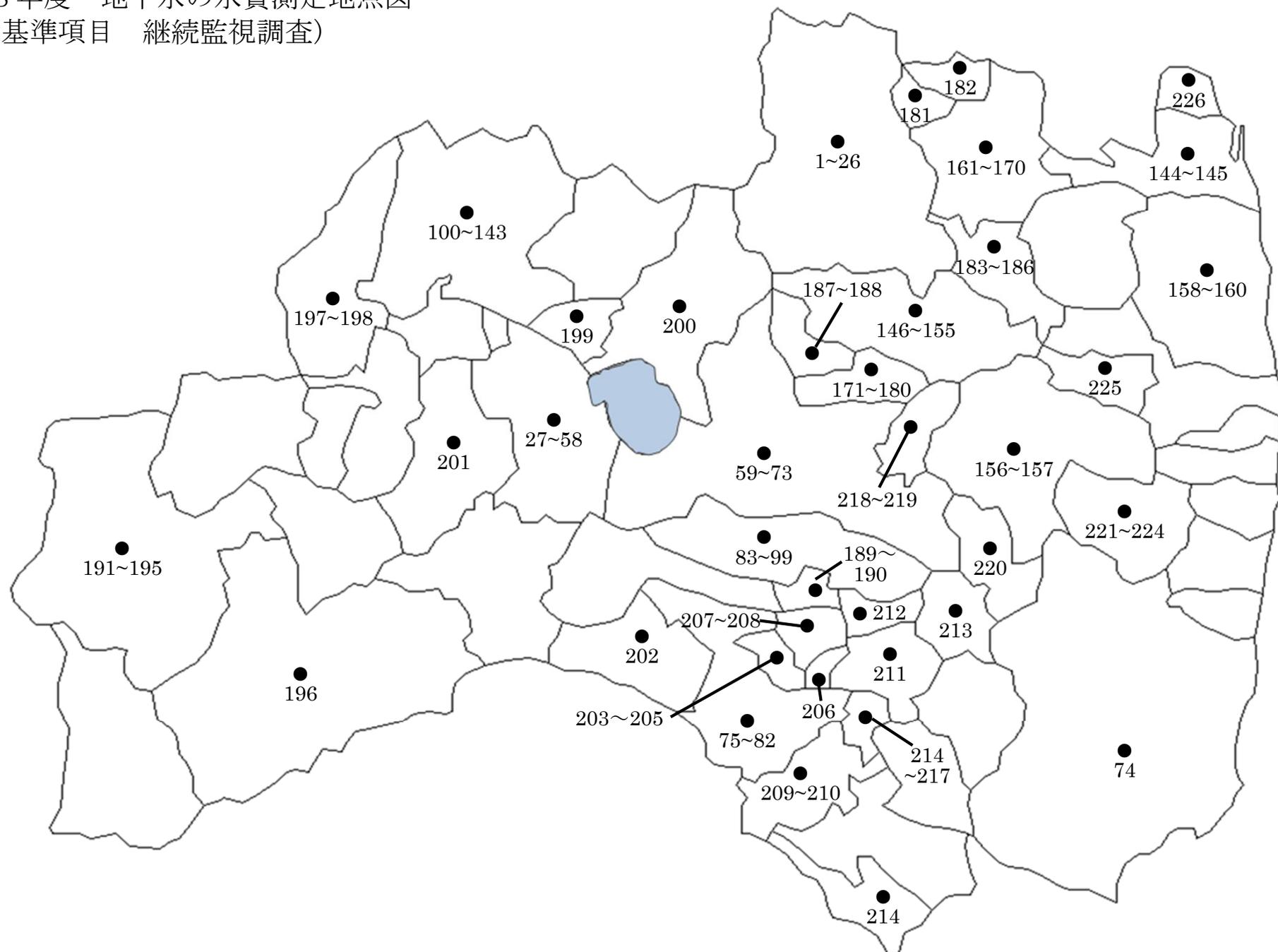
(報告下限値以上の値を検出した場合)

1	調査区分	ローリング・定点・継続監視・その他	計画番号	
2	地点(地区)名			
3	井戸名(所有者等)			
4	井戸所在地	市・町・村		
5	井戸深度(m)			
6	浅井戸深井戸の別	浅井戸・深井戸・不明		
7	井戸の用途			
8	上水道の接続	有・無		
9	採水年月日			
10	検出項目			
11	測定値			
(具体的な状況)				
	汚染発見の経緯			
	汚染原因の推定			
	(推定)汚染原因者 (事業者名、事業内容等)			
	(推定)汚染原因者への指導状況			
	浄化対策の実施状況			
	井戸所有者及び周辺住民への対応状況			
(過去の測定結果)				
・汚染発見時から最新の測定結果まで全て記入				
	調査年日	項目	測定値(mg/L)	

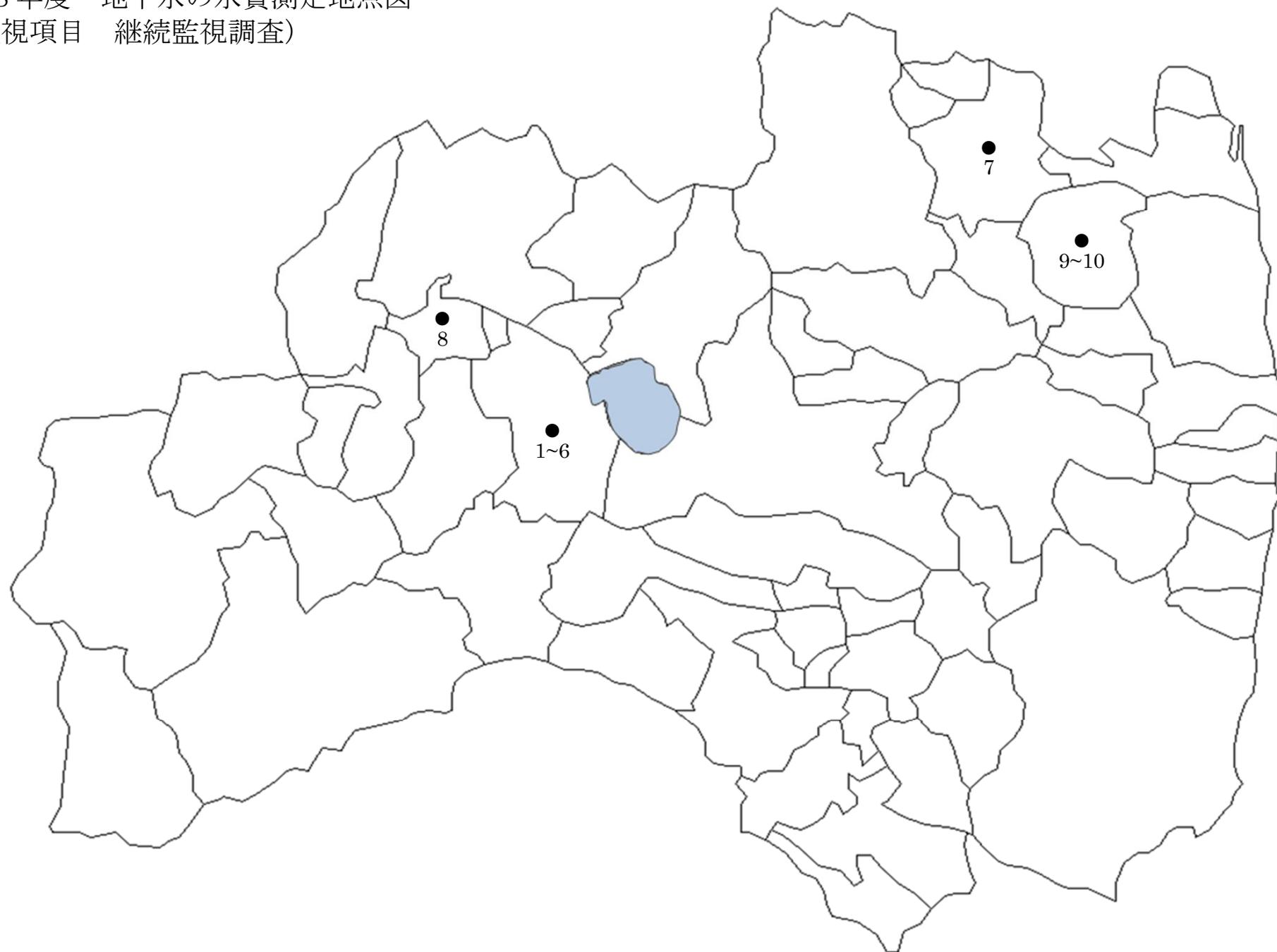
令和8年度 地下水の水質測定地点図
(環境基準項目 概況調査：定点方式)



令和8年度 地下水の水質測定地点図
(環境基準項目 継続監視調査)



令和8年度 地下水の水質測定地点図
(要監視項目 継続監視調査)



参考

水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視

1 公共用水域

測定地点	久慈川高地原橋
測定項目	放射性物質濃度（全 β 、 γ 線核種） （水質及び底質）
測定回数	年1回
測定機関	環境省

2 地下水

測定地点	定点	郡山市朝日
	R8 ローリング	会津若松市神指町
測定項目	放射性物質濃度（全 β 、 γ 線核種）（水質）	
測定回数	年1回	
測定機関	環境省	

つぎ、つぎ、
実現可能
ふくしま

お問い合わせ先

福島県 生活環境部 水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7258

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/>
